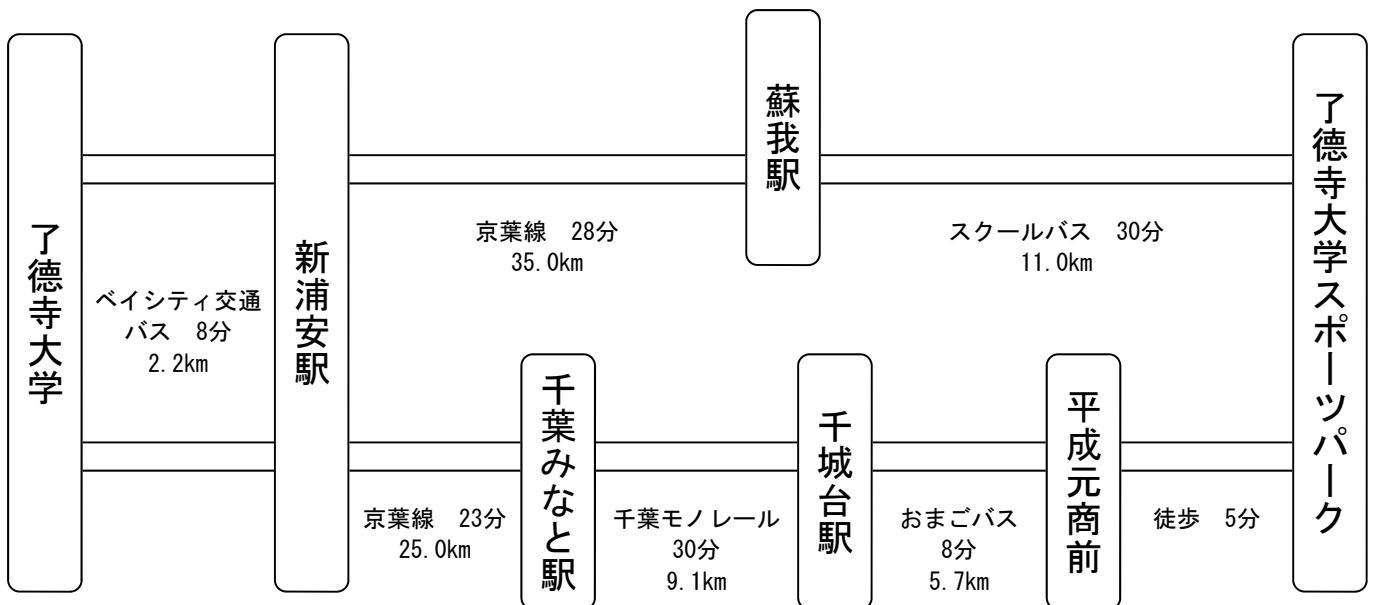


基本計画書

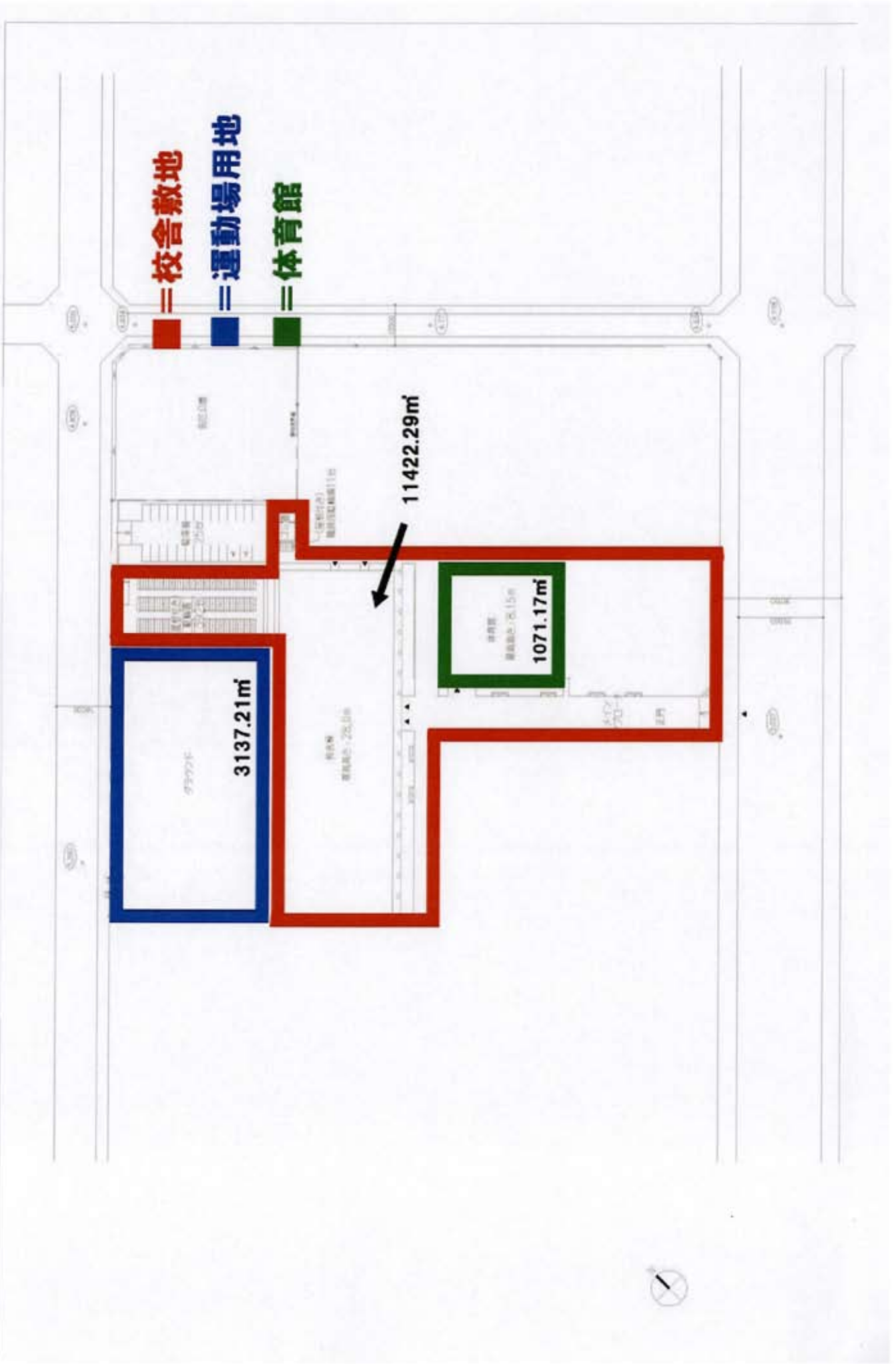
基本計画											
事項	記入欄								備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更										
フリガナ設置者	がっくおんしん りョとくじだいがく 学校法人 了徳寺大学										
フリガナ大学の名称	りョとくじだいがく 了徳寺大学 (Ryotokuji University)										
大学本部の位置	千葉県浦安市明海五丁目8番1号										
大学の目的	了徳寺大学は、将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与するとともに、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で資質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。										
新設学部等の目的	平成23年4月から芸術学部美術学科（入学定員40人、収容定員160人）の学生募集を停止すると同時に、この定員振り替えに加え、入学定員を40人（収容定員160人）増やし、健康科学部看護学科（入学定員80人、収容定員320人）を開設するため、学則を変更する。										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	平成22年4月 学生募集停止報告予定 平成22年4月 設置届出予定		
	芸術学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	千葉県浦安市明海 五丁目8番1号			
	美術学科	4	0 (40)	—	0 (160)	学士(芸術学)	平成18年4月 第1年次				
	健康科学部										
	理学療法学科	4	80	—	320	学士(理学療法学)	平成18年4月 第1年次				
	整復医療・ トレーナー学科	4	80	—	320	学士(柔道整復学)	平成19年4月 第1年次				
看護学科	4	80 (0)	—	320 (0)	学士(看護学)	平成23年4月 第1年次					
計		240	—	960							
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月 健康科学部看護学科設置予定（平成22年4月届出予定） ・平成23年度より芸術学部美術学科を学生募集停止。（平成22年4月報告予定） 										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
		講義	演習	実験・実習	計						
	—	— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等		
				教授	准教授	講師	助教	計		助手	
	新設分	健康科学部 看護学科			7 (5)	8 (7)	0 (0)	9 (1)	24 (13)	0 (0)	24 (18)
		計			7 (5)	8 (7)	0 (0)	9 (1)	24 (13)	0 (0)	24 (18)
	既設分	健康科学部 理学療法学科			10 (10)	1 (1)	2 (2)	9 (9)	22 (22)	0 (0)	36 (36)
		整復医療・トレーナー学科			7 (7)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	16 (16)	3 (3)	35 (35)
計			17 (17)	6 (6)	5 (5)	10 (10)	38 (38)	3 (3)	36 (36)		
合計			24 (22)	14 (13)	5 (5)	19 (11)	62 (51)	3 (3)	41 (39)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		28人 (28)	17人 (17)	45人 (45)				
	技 術 職 員		2 (2)	1 (1)	3 (3)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)				
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	13 (13)	13 (13)				
	計		31 (31)	33 (33)	64 (64)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	12,473.23㎡	0㎡	0㎡	12,473.23㎡	了徳寺大学スポーツパークとの計 借用面積 15483.72㎡ 借用期間 平成17年から30年間			
	運 動 場 用 地	72,441.27㎡	0㎡	0㎡	72,441.27㎡				
	小 計	84,914.50㎡	0㎡	0㎡	84,914.50㎡				
	そ の 他	21,966.22㎡	0㎡	0㎡	21,966.22㎡				
合 計	106,880.72㎡	0㎡	0㎡	106,880.72㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
		20,698.72㎡ (20,698.72㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	20,698.72㎡ (20698.72㎡)	了徳寺大学スポーツパークとの計			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	19室	5室	25室	1室 (補助職員1人)	0室 (補助職員0人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			64室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	33,000 [4,500] (21,888[2,957])	382 [98] (382 [98])	19 [19] (19 [19])	230 (230)	12,143 (9,842)	154 (103)		
	計	33,000 [4500] (21,888[2,957])	382 [98] (382 [98])	19 [19] (19 [19])	230 (230)	12,143 (9,842)	154 (103)		
図書館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体		
		1886.30㎡		284席	190,000冊				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要			大学全体		
		1071.17㎡		—					
経費の 見積り 方法及び 維持の 概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
	教員1人当り研究費等		400千円	400千円	400千円	400千円	—千円	—千円	
	共同研究費等		20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	—千円	—千円	
	図書購入費	36,100千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—千円	—千円	
	設備購入費	89,062千円	62,440千円	27,581千円	28,384千円	6,846千円	—千円	—千円	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,800千円	1,600千円	1,600千円	1,600千円	—千円	—千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			証明手数料収入・雑収入等						
既設大学等の状況	大 学 の 名 称 了徳寺大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	芸術学部 美術学科	4	40	—	160	学士(芸術学)	0.74	平成18年度	千葉県浦安市明海五丁目8番1号
	健康科学部 理学療法学科	4	80	—	320	学士(理学療法)	1.25	平成18年度	
整復医療・トレーナー学科	4	80	—	320	学士(柔道整復学)	1.22	平成19年度		
附属施設の概要		名 称：了徳寺大学附属接骨院 目 的：整復医療・トレーナー学科の臨床実習 所在地：千葉県浦安市明海五丁目8番1号(学内施設) 設置年月：平成21年6月 規模等：90㎡							平成23年度末までに移転予定

学校の位置を明らかにする図面



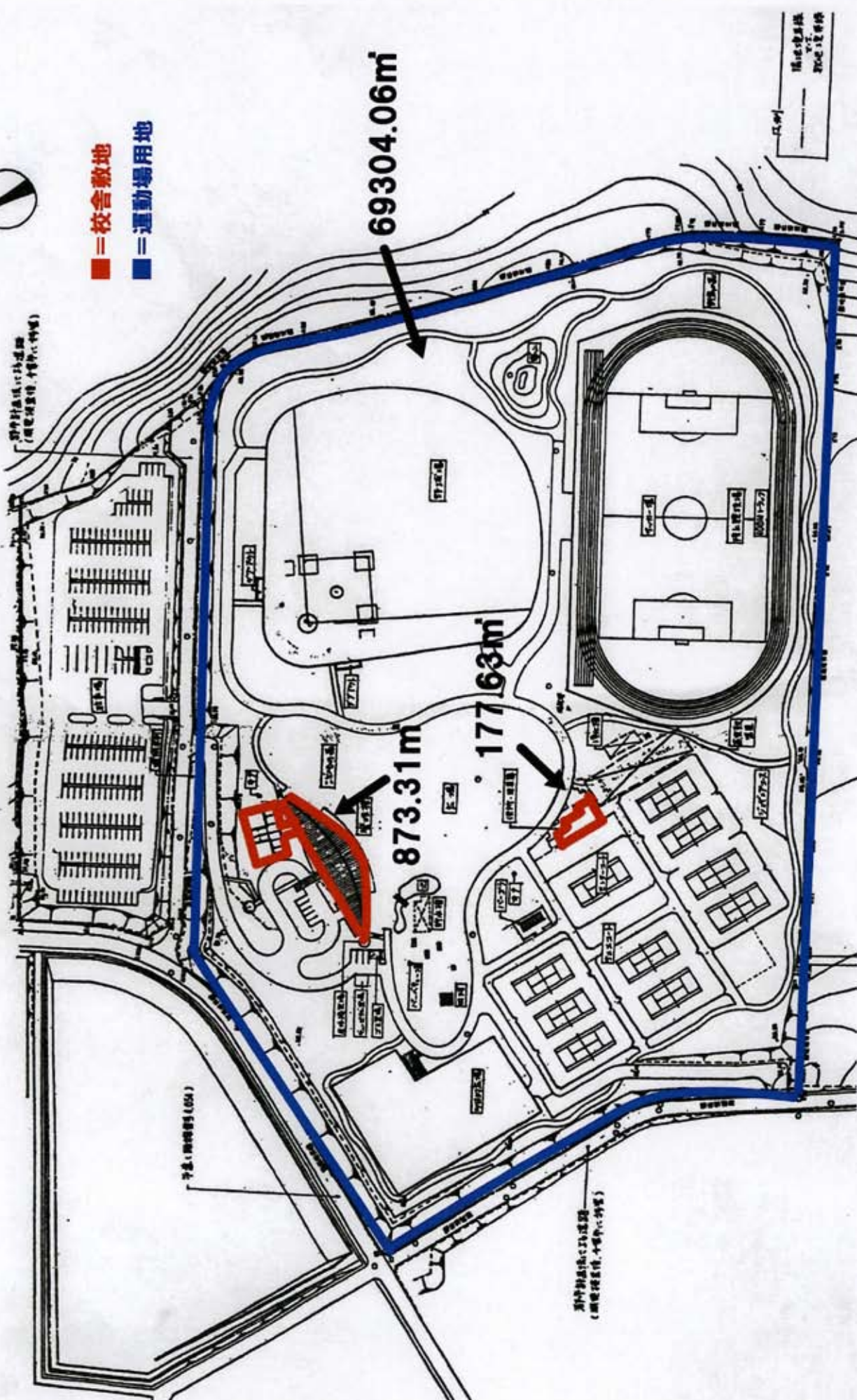
了德寺大学 建物配置図



了德寺大学 スポーツパーク 配置図



- = 校舎敷地
- = 運動場用地



1:1,000
 1985年11月現在
 作成

了徳寺大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 了徳寺大学（以下「本学」という。）は、将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与するとともに、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で資質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価（以下「自己評価」という。）を行う。

2 自己評価に関する規定は、別に定める。

(学部・学科及び学生定員)

第3条 本学に、芸術学部及び健康科学部を置く。

2 芸術学部及び健康科学部に設置する学科・学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	総定員
芸術学部	美術学科	40名	160名
健康科学部	理学療法学科	80名	320名
	整復医療・トレーナー学科	80名	320名
	看護学科	80名	320名
計		240名	960名

(学科の教育目的)

第3条の2 各学科は、次の各号に掲げる事項を教育目的とする。

- (1) 芸術学部美術学科は、歴史と伝統に根ざした今日的芸術表現を研究開発し実践する芸術家を育成する。
- (2) 健康科学部理学療法学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (3) 健康科学部整復医療・トレーナー学科は、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (4) 健康科学部看護学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する。

(教養教育センター)

第4条 本学に、学部のほか、両学部に通ずる教養教育・研究を行う教養教育センターを置く。

2 教養教育センターに関する規定は、別に定める。

第4条の2 健康科学部に、学科のほか両学科に共通する医学教育・研究を行う医学教育センターを置く。

2 医学教育センターに関する規定は、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規定は、別に定める。

第5条の2 本学に、情報化の推進を行う情報処理センターを置く。

2 情報処理センターに関する規定は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第8条 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2 前項第3号、第4号及び第5号については、年度の初めに学長が定める。

3 学長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別の必要のあるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第24条、第25条及び第26条の規定により入学した者は、第27条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第12条 授業科目は、その内容により、教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

2 各学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(授業科目の履修等)

第13条 卒業に必要な学科ごとの授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 学生は、前条に定めるもののほか、別表3に掲げる他学科の授業科目を履修することができる。

3 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学 科	試験の種類
健康科学部理学療法学科	理学療法士国家試験
健康科学部整復医療・トレーナー学科	柔道整復師国家試験
健康科学部看護学科	看護師国家試験

4 次の表の左欄に掲げる学科において、別表4に掲げる所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学 科	資格の種類
芸術学部美術学科	中学校教諭一種免許状（美術）
	高等学校教諭一種免許状（美術）
	高等学校教諭一種免許状（書道）
	学芸員
健康科学部整復医療・トレーナー学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	財団法人日本体育協会公認
	アスレティックトレーナー（受験資格）
	財団法人健康・体力づくり事業財団認定 健康運動指導士（受験資格）
健康科学部看護学科	保健師（国家試験受験資格）
	養護教諭一種免許状

5 履修の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義は、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間をもって1単位とす

る。

(2) 演習は、30時間をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間をもって1単位とする。

(履修の届出)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した者に、認定の上、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 その他履修に必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 本学第1年次に入学する前に他の大学又は短期大学において修得した単位(大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)について教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学で修得したものとして認定することができる。

2 前項に規定する単位の認定は、30単位を超えない範囲とする。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学において単位を修得した者について準用する。

4 その他、既修得単位の認定に必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第19条 授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

2 その他、学修の評価に必要な事項は、別に定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- (入学志願手続)

第22条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考及び入学許可)

第23条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

- 2 前項に規定する選考に合格した者は、本学所定の書類に入学料を添えて、指定された期間内に学長に提出しなければならない。
- 3 前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

- (1) 美術学科にあつては、大学を卒業した者又は中途退学した者、若しくは短期大学を卒業した者
 - (2) 理学療法学科にあつては、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号の規定による文部科学大臣の指定した大学又は短期大学を卒業した者、若しくは厚生労働大臣の指定した専修学校を卒業した者
 - (3) 整復医療・トレーナー学科にあつては、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1号の規定による文部科学大臣の指定した大学又は短期大学を卒業した者、若しくは厚生労働大臣の指定した専修学校を卒業した者
 - (4) 看護学科にあつては、保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号）第21条第1号の規定による文部科学大臣の指定した大学又は短期大学を卒業した者、若しくは厚生労働大臣の指定した専修学校を卒業した者
- 2 前項に定めるもののほか、編入学に必要な規定は、別に定める。

(転入学)

第25条 学長は、他の大学に在籍している者で本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学に関する規定は、別に定める。

(再入学)

第26条 学長は、本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

(既に履修した授業科目の取り扱い等)

第27条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が定める。

(保証人)

第28条 入学を許可された者は、保証人を定めて指定された期間内に、学長に届け出なければならない。

2 保証人に関する規定は、別に定める。

第6章 休学、復学、留学、転科、転学、退学及び除籍

(休学)

第29条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願うことができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中に休学の事由が終わったとき又は休学期間が終了したときは、学長に届け出て復学することができる。

(留学)

第31条 外国の大学等に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第36条第1項に規定する在学期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、第17条第2項の規定を準用する。

(転 科)

第32条 学長は、他の学科に転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考により、これを許可することができる。

2 前項の規定により転科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

(転 学)

第33条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第34条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、所定の願書に事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第11条に定める在学年限又は第29条に定める休学期間を超えた者

(2) 死亡した者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

2 学長は、授業料を所定の期日までに納入しない者について、除籍することができる。

第7章 卒業及び学位

(卒 業)

第36条 学長は、本学に4年以上（編入学、転入学又は再入学した者にあつては、第27条の規定により定められた期間）在学し、別表2に定める単位数を取得し、かつ卒業試験に合格した者について、卒業を認定する。

2 本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

3 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

芸術学部美術学科を卒業した者

学士（芸術学）

健康科学部理学療法学科を卒業した者

学士（理学療法学）

健康科学部整復医療・トレーナー学科を卒業した者

学士（柔道整復学）

健康科学部看護学科を卒業した者

学士（看護学）

4 卒業試験に関する規定は、別に定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第37条 学長は、品行学業ともに優秀で他の模範となる学生、又は学生として表彰に値する行為のあった者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席の常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、在学年数に算入する。

第9章 科目等履修生、特別聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第39条 本学において開設する授業科目のうち、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第21条各号の一に該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

4 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講生)

第40条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の科目を履修することを希望する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第41条 本学教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、その期間を更新することができる。

3 研究生に関する規定は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第10章 授業料等

(授業料等)

第43条 本学の授業料、入学料、入学検定料及び証明書手数料は、別表5のとおりとする。

(授業料等の納付)

第44条 本学の学生(科目等履修生、特別聴講生及び研究生を除く。)の授業料(施設費、実習設備維持費を含む。以下同じ。)は、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、それぞれの期の学長が指定した日までに納付しなければならない。ただし、学長が特別な事由があると認める場合は、3回以上に分割して納付することができる。

2 科目等履修生及び特別聴講生の授業料は、履修する単位分を一括して、学長の指定した日までに納付しなければならない。

3 研究生の授業料は、研究する期間分を一括して、学長の指定した日までに納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第45条 第29条に定める休学期間が、第44条に定める授業料納付区分の全期間である場合は、その期分の授業料を免除する。ただし、別表5に定める休学在籍手数料を納付しなければならない。

2 前期又は後期の途中において休学し、又は復学した場合は、その属する期分の授業料を納付しなければならない。

(留学の場合の授業料)

第46条 第31条に定める留学期間が、第44条に定める授業料納付区分の全期間である場合は、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の途中において留学し、又は留学を終えた場合は、その属する期分の授業料を納付しなければならない。

(学年途中で卒業した者等の授業料の額)

第47条 前期又は後期の途中において卒業、退学、転学した者又は除籍された者は、その期分の授業料の全額を納付しなければならない。

2 前期又は後期の途中において復学、編入学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)した者は、復学等をした日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第48条 一度納付した授業料、施設費、実習設備維持費、入学料、入学検定料及び証明書手数料は、還付しない。ただし、入学の前年度の3月31日までに入学を辞退した者の授業料、施設費及び実習設備維持費については、これを返還する。

(授業料の減免等)

第49条 授業料の納付が極めて困難な者に対しては、願い出により審査のうえ授業料の

分納の許可、徴収の猶予、減額又は免除（以下「減免等」という。）をすることができる。

- 2 授業料の減免等を願い出た者については、減免等の決定があるまでは、授業料の徴収を猶予する。
- 3 授業料の減免等に必要な事項は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員)

第50条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学に、学部長、附属図書館長、教養教育センター長、情報処理センター長及び学生部長を、健康科学部に医学教育センター長を置き、それぞれ教授をもって充てる。
- 3 美術学科に学科長を置き、教授をもって充てる。
- 4 理学療法学科に学科長を置き、教授をもって充てる。
- 5 整復医療・トレーナー学科に学科長を置き、教授をもって充てる。
- 6 看護学科に学科長を置き、教授をもって充てる。

(学長等の職務)

第51条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 副学長は、学長を補佐し、学長不在のとき、その職務を代行する。
- 3 学部長は、学長の命を受け、学部の事務をつかさどる。
- 4 附属図書館長は、学長の命を受け、図書館の事務をつかさどる。
- 5 教養教育センター長は、学長の命を受け、教養教育センターの事務をつかさどる。
- 6 情報処理センター長は、学長の命を受け、情報処理センターの事務をつかさどる。
- 7 学生部長は、学長の命を受け、学生の厚生補導に関する事務をつかさどる。
- 8 医学教育センター長は、健康科学部長の命を受け、医学教育センターの事務をつかさどる。
- 9 美術学科長は、芸術学部長の命を受け、美術学科の事務をつかさどる。
- 10 理学療法学科長は、健康科学部長の命を受け、理学療法学科の事務をつかさどる。
- 11 整復医療・トレーナー学科長は、健康科学部長の命を受け、整復医療・トレーナー学科の事務をつかさどる。
- 12 看護学科長は、健康科学部長の命を受け、看護学科の事務をつかさどる。

第12章 教授会

(教授会)

第52条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第53条 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 学長は、准教授その他の職員を、必要に応じ、教授会に加えることができる。

(審議事項)

第54条 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 学生の入学、休学、復学、留学、転科、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項

(3) 教育課程及び履修に関する事項

(4) 学生の厚生補導に関する事項

(5) 学則その他学内諸規定に関する事項

(6) 学長の諮問した事項

(7) その他本学の教育及び研究に関する重要な事項

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 学内委員会

(学内委員会)

第55条 本学の運営に関する連絡調整、企画調査等にあたるため、入学試験委員会、自己点検評価委員会、教務委員会その他必要な学内委員会を置くことができる。

2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 運営会議

(運営会議)

第56条 本学に、適正で効率的な大学運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議は、学長、副学長、学部長、附属図書館長、教養教育センター長、情報処理センター長、学生部長及、医学教育センター長及び学科長で構成し、次の事項を審議する。

(1) 教授会への提出議題に関すること

(2) その他、本学の運営に係る企画及び調整に関すること

第15章 特任教員、客員教員

(特任教員)

第57条 本学に、特任教授、特任准教授及び特任助教を置くことができる。

2 特任教員に関する規定は、別に定める。

(客員教員)

第57条の2 本学に、客員教授、客員准教授及び客員助教を置くことができる。

2 客員教員に関する規定は、別に定める。

第16章 研究施設等

(研究施設)

第58条 本学に、研究施設を置くことができる。

2 研究施設に関する規定は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第58条の2 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関する規定は、別に定める。

第17章 生涯教育等

(生涯教育等)

第59条 本学は、地域に開かれた大学をめざし、次の各号に掲げる事業等を実施する。

- (1) 地域住民の生涯学習のための公開講座
- (2) 地域における教育文化活動等に対する講師派遣等の支援
- (3) 卒後教育など保健医療福祉従事者を対象とする専門教育

第18章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第60条 本学に、必要な厚生保健施設を置く。

2 厚生保健施設に関する規定は、別に定める。

第19章 雑則

(細則)

第61条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年度に入学した者の入学料及び施設拡充費の額は、学則第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この学則は、平成19年5月17日から施行する。

3 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 4 この学則は、平成21年1月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 7 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
学則第3条第2項の学生定員の計欄は、芸術学部美術学科を含まない。

別表1 (第12条関係)
(芸術学部 美術学科)

区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択	
教養科目	人間と文化	日本近代文化史	4		
		西洋文化史		2	
		日本武道文化論	4		
		比較文化論		2	
		言葉と文化	2		
		宗教と文化	2		
		環境と芸術		2	
	人間の本质と尊厳	心理学	2		
		人と法		2	
		生命倫理	2		
		人間の性と健康		2	
	人とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	1		
		情報処理	1		
		情報処理演習	1		
		英語 I A(読解中心)	1		
		英語 I B(表現中心)	1		
		英語 II A(読解中心)	1		
		英語 II B(表現中心)	1		
中国語入門		1			
朝鮮語入門	1				
人間と環境	現代生物学		2		
	現代物理学		2		
	地球環境論	1			
	地域社会論		1		
	社会福祉概論		2		
国際関係論		2			
人間と活動	スポーツ理論と実習 I		1		
	スポーツ理論と実習 II		1		
	ボランティア活動	1			
	芸術実技入門	1			
基礎理論	日本文化芸術概論	4			
	日本美術史	4			
	西洋美術史	4			
	書道史	4			
	華道史	4			
	東アジアの美術	4			
	現代美術論	4			
	文字学	4			
	デザイン論	2			
	日本伝統工芸概論	4			
	色彩学	2			
	現代工芸論	2			
	東洋画論	4			
	芸術解剖学	2			
	芸術療法概論 ※	2			
	臨床心理学 ※	2			
	映像メディア表現	4			
	書道指導法	4			
	古名跡書論	2			
	近代絵画論	2			
	アートマネジメント	2			
	美学入門	2			
	基礎実技1	素描 I (絵画)	4		
		表現効果演習 I (絵画)	4		
日本伝統文化特講 I (水墨画)		2			
日本伝統文化特講 II (書道)		2			
日本伝統文化特講 III (華道)		2			
日本伝統文化特講 IV (木版画)		2			
立体制作		4			
屋外写生ゼミ		1			
古美術研修ゼミ	1				

区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択
基礎実技2	日本画	基礎技法 I (日本画)		4
		素材研究 I (日本画)		2
		基礎造形 I (日本画)		4
		基礎演習 I (日本画)		4
		表現効果演習 II (日本画)		4
	芸術書道	基礎技法 II (書道)		4
		素材研究 II (書道)		2
		基礎造形 II (書道)		4
		基礎演習 II (書道)		4
	華道造形	表現効果演習 III (書道)		4
		基礎技法 III (華道)		4
		素材研究 III (華道)		2
		基礎造形 III (華道)		4
	油絵	基礎演習 III (華道)		4
		表現効果演習 IV (華道)		4
		基礎技法 IV (油画)		4
		素材研究 IV (油画)		2
	こころアート	基礎造形 IV (油画)		4
		基礎演習 IV (油画)		4
		表現効果演習 V (油画)		4
		基礎技法 V (こころアート)		4
	基礎実技2	素材研究 V (こころアート)		2
		基礎造形 V (こころアート)		4
		基礎演習 V (こころアート)		4
表現効果演習 VI (こころアート)			4	
実技研究	日本画	素描 II (日本画)		4
		応用造形 I (日本画)		8
		造形表現 I (日本画)		12
	芸術書道	法帖講読		4
		応用造形 II (書道)		8
		造形表現 II (書道)		12
	華道造形	表現基礎		4
		応用造形 III (華道)		8
		造形表現 III (華道)		12
	油絵	素描 III (油画)		4
		応用造形 IV (油画)		8
		造形表現 IV (油画)		12
こころアート	素描 IV (こころアート)		4	
	応用造形 V (こころアート)		8	
	造形表現 V (こころアート)		12	
夏期集中講座科目	江戸切子		1	
	竹造形		1	
	人形アート		1	
	染色		1	
	和紙造形		1	
	茶道		1	
	日本画		1	
	水墨画		1	
	書		1	
	油絵		1	
水彩画		1		
総合	卒業制作	10		

※備考

「こころアートコース」を選択する者は、基礎理論「芸術療法概論」「臨床心理学」を必ず履修すること

(健康科学部 理学療法学科)

区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
教養科目	人間と文化		
	日本近代文化史	4	
	西洋文化史		2
	日本武道文化論	4	
	比較文化論		2
	言葉と文化		2
	宗教と文化		2
	環境と芸術		2
	人間の本质と尊厳		
	心理学	2	
	人と法		2
	生命倫理	2	
	人間の性と健康		2
	人とコミュニケーション	1	
	情報処理	1	
	情報処理演習	1	
	英語 I A(読解中心)	1	
	英語 I B(表現中心)	1	
	英語 II A(読解中心)		1
英語 II B(表現中心)		1	
中国語入門		1	
朝鮮語入門		1	
人間と環境			
現代生物学		2	
現代物理学		2	
地球環境論	1		
地域社会論		1	
社会福祉概論		2	
国際関係論		2	
人間と活動			
スポーツ理論と実習 I		1	
スポーツ理論と実習 II		1	
ボランティア活動		1	
芸術実技入門		1	
基礎・臨床医学科目	基礎		
	生化学		2
	人間の発達学	2	
	解剖学 I	2	
	解剖学 II	2	
	解剖学実習	2	
	生理学 I	2	
	生理学 II	2	
	生理学実習	1	
	臨床心理学	2	
	薬理学		1
	微生物学・免疫学		2
	臨床検査概論		1
	認知行動科学		1
	病理学	1	
	病態生理学	2	
	内科学	4	
	外科学		2
	整形外科学 I	2	
	整形外科学 II	2	
	神経内科学	4	
	精神医学	2	
	小児科学		1
老年医学	1		
リハビリテーション医学	2		

区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
基礎・臨床医学科目	健康と社会		
	社会保障概論		2
	救急法	1	
	ケアマネージメント論	1	
	衛生学・公衆衛生学		1
	基礎理学療法学		
	運動学	1	
	運動学実習	1	
	臨床運動学実習	1	
	理学療法概論	1	
	理学療法特講 I (医学英語論文)		1
	理学療法研究法特論		1
	日常生活活動学	1	
	日常生活活動学実習	1	
	理学療法評価学	2	
	機能能力診断学実習	1	
	神経診断学	1	
	生活障害診断学	1	
	理学療法治療学		
	基礎運動療法学	1	
	基礎運動療法学実習	1	
	応用運動療法学	1	
	物理療法学	1	
物理療法学実習	1		
義肢装具学	2		
義肢装具学実習	1		
理学療法治療学			
整形外科理学療法学	1		
整形外科理学療法学実習	1		
整形外科理学療法学演習		1	
神経系障害理学療法学	1		
神経系障害理学療法学実習	1		
神経系障害理学療法学演習		1	
内部障害理学療法学	1		
内部障害理学療法学実習	1		
発達障害理学療法学	1		
発達障害理学療法学実習	1		
スポーツ理学療法学演習		1	
老年期障害理学療法学演習		1	
地域理学療法学			
地域リハビリテーション概論	1		
地域リハビリテーション理学療法学	1		
生活環境論	2		
理学療法カウンセリング		1	
応用理学療法学			
理学療法治療学演習	1		
インタープロフェッショナル演習		1	
理学療法特講 II	1		
理学療法管理経営学	1		
卒業課題研究	2		
臨床実習			
臨床教育実習 I (3年次)		3	
臨床教育実習 I (3年次発表会)			
臨床教育実習 II 前期(4年次)		10	
臨床教育実習 II 前期(4年次発表会)			
臨床教育実習 II 後期(4年次)		5	
臨床教育実習 II 後期(4年次発表会)			

(健康科学部 整復医療・トレーナー学科)

区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
教養科目	人間と文化		
	日本近代文化史	4	
	西洋文化史		2
	日本武道文化論	4	
	比較文化論		2
	言葉と文化		2
	宗教と文化		2
	環境と芸術		2
	人間の本质と尊厳		
	心理学	2	
	人と法		2
	生命倫理	2	
	人間の性と健康		2
	人とコミュニケーション		
	人間関係とコミュニケーション	1	
	情報処理	1	
	情報処理演習	1	
	英語 I A(読解中心)	1	
英語 I B(表現中心)	1		
英語 II A(読解中心)		1	
英語 II B(表現中心)		1	
中国語入門		1	
朝鮮語入門		1	
人間と環境			
現代生物学		2	
現代物理学		2	
地球環境論	1		
地域社会論		1	
社会福祉概論		2	
国際関係論		2	
人間と活動			
スポーツ理論と実習 I		1	
スポーツ理論と実習 II		1	
ボランティア活動		1	
芸術実技入門		1	
基礎 臨床医学科目	生化学(栄養学を含む)		2
	人間発達学	2	
	解剖学 I	2	
	解剖学 II	2	
	解剖学実習	1	
	生理学 I	2	
	生理学 II	2	
	生理学実習		1
	運動学	1	
	運動学特論	1	
	運動生理学		2
	運動生理学実習		1
	臨床心理学		2
	薬理学		1
	微生物学・免疫学		2
	臨床検査概論		1
	外科学		1
	病理学概論	2	
	病態生理学		2
	内科学	4	
	外科学	2	
	整形外科学 I	2	
	整形外科学 II		2
	神経内科学総論		2
	精神医学		2
	小児科学		1
	老年医学		1
	スポーツ医学		4
	スポーツ傷害論		4
	運動器画像診断学		2
	コンディショニング論		1
	リハビリテーション医学		2

区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	
基礎・臨床医学科目	社会保障概論		2	
	救急法	1		
	柔道のこころと技	2		
	ケアマネジメント論		1	
	医療経営学		2	
	衛生学・公衆衛生学	1		
	衛生学・公衆衛生学特論	1		
	関係法規	2		
	医療面接・倫理学	2		
	伝承東洋医学概論	2		
基礎 柔道整復学	整復医療概論	2		
	整復ケア理論(骨学)	2		
	整復ケア理論(脱臼学)	2		
	整復ケア理論(軟損)	2		
	治療学	2		
	スポーツトレーニング概論	2		
	スポーツトレーニング各論		2	
	臨床 柔道整復学	整復ケア理論(体幹)	2	
		整復ケア骨損傷学 I	2	
		整復ケア骨損傷学 II	2	
整復ケア関節損傷学 I		2		
整復ケア関節損傷学 II		2		
整復ケア軟部組織損傷学 I		2		
整復ケア軟部組織損傷学 II		2		
卒業研究		4		
専門科目		検査・測定と評価	2	
		検査・測定と評価演習	2	
	整復技術	2		
	整復技術演習	1		
	基礎後療学演習		1	
	応用後療学演習		1	
	臨床整復医療実習 I	1		
	臨床整復医療実習 II	1		
	マッスルケア	1		
	整復総合演習 I	2		
	整復総合演習 II	2		
	整復総合演習 III	2		
	臨床手技療法 I		2	
	臨床手技療法 II		2	
	臨床応用後療学		2	
	整復医療特論		2	
	東洋医療臨床論		1	
	東洋医療応用論		1	
スポーツコンディショニング論(実習を含む)		2		
アスレティックリハビリテーション(実習を含む)		2		
臨床 実習	臨床実習 I	1		
	臨床実習 II	1		
	臨床実習 III		4	

(健康科学部 看護学科)

区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
教養科目	日本武道文化論		4
	宗教と文化		2
	国文学		2
	文化人類学	2	
	芸術表現Ⅰ(こころアート)	2	
	芸術表現Ⅱ(書道)	2	
	芸術表現Ⅲ(華道)		2
	人間の本质と尊厳		
	心理学	2	
	人と法		2
	日本倫理思想	2	
	教育本質論		2
	人とコミュニケーション		
	情報処理	1	
	情報処理演習	1	
	英語ⅠA(読解中心)	1	
	英語ⅠB(表現中心)	1	
	英語ⅡA(読解中心)		1
英語ⅡB(表現中心)	1		
中国語入門		1	
朝鮮語入門		1	
人間と環境			
現代生物学		2	
現代物理学		2	
社会学		2	
地球環境論	1		
国際関係論		2	
人間と活動			
スポーツ理論と実習Ⅰ	1		
スポーツ理論と実習Ⅱ		1	
ボランティア活動		1	
専門基礎科目	人体の構造と機能		
	人体の構造・機能論Ⅰ(骨格・筋系、神経系、消化吸収)	1	
	人体の構造・機能論Ⅱ(呼吸・循環器系、内分泌系)	1	
	人体構造・生理機能実習	1	
	生理学総論	2	
	栄養学(食品学を含む)	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	臨床心理学		2
	認知行動科学		1
	疾病・治療Ⅰ(総論)	2	
	疾病・治療Ⅱ(内科系)	2	
	疾病・治療Ⅲ(外科系)	2	
	リハビリテーション医学		2
	薬理学	1	
	微生物学・免疫学	2	
	疫学		2
	保健統計		2
	産業保健	1	
	外科学	1	
	衛生学		2
	公衆衛生学	2	
	障害者福祉論		2
	社会福祉政策論		2
	地域リハビリテーション概論	1	
	アサーティブコミュニケーション	1	
	芸術療法概論	2	
	芸術療法実技Ⅰ(こころアート)	2	
芸術療法実技Ⅱ(書道)	2		
芸術療法実技Ⅲ(華道)	2		

区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
専門科目	看護学概論	2	
	看護過程論	2	
	生涯発達看護論	1	
	看護の基盤		
	看護技術Ⅰ(共通基本技術・生活支援技術)	2	
	看護技術Ⅱ(生活支援技術・診療過程支援技術)	2	
	ヘルスアセスメント	1	
	基礎看護学実習Ⅰ	1	
	基礎看護学実習Ⅱ	2	
	健康支援看護学		
	成人看護学概論	1	
	成人看護方法論Ⅰ(慢性期・ターミナル期)	2	
	成人看護方法論Ⅱ(急性期・回復期・リハビリ期)	2	
	高齢者看護学概論	1	
	高齢者看護方法論	2	
	精神看護学概論	1	
	精神看護方法論	2	
	成人看護学実習Ⅰ(慢性期看護実習)	3	
	成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	3	
	高齢者看護学実習	4	
	精神看護学実習	2	
	ヘルスケア看護学		
小児看護学概論	1		
小児看護方法論	2		
母性看護学概論	1		
母性看護方法論	2		
小児看護学実習	2		
母性看護学実習	2		
地域・在宅看護学			
地域看護学概論	2		
地域看護方法論Ⅰ(地域看護活動の基本)	2		
地域看護方法論Ⅱ(地域看護活動の展開)	2		
地域看護管理論(地域ケアの質管理)	2		
在宅看護学概論	1		
在宅看護方法論	2		
地域看護学実習Ⅰ(地域看護の実際)	2		
地域看護学実習Ⅱ(学校保健・産業看護実習)	2		
在宅看護学実習	2		
統合科目	チーム医療と看護		
	がん看護		1
	災害看護論(救急法を含む)	1	
	医療安全支援論	1	
	国際看護論		1
	看護情報学		1
	統合看護学		
	看護教育学		1
	看護倫理学	1	
	看護管理学		1
看護政策論		1	
看護研究概論	1		
看護研究(課題研究)	1		
統合実習(基礎看護、母性看護、小児看護、成人看護、精神看護、地域看護、在宅看護)	2		
看護と芸術			
看護と芸術Ⅰ(こころアート)		1	
看護と芸術Ⅱ(書道)		1	
看護と芸術Ⅲ(華道)		1	

別表2(第13条第1項関係)

卒業必要単位数

(芸術学部美術学科)

授業科目の区分		単位数		
		必修	選択	計
教養科目	人間と文化	8	4	12 単位以上
	人間の本質と尊厳	4		4 単位以上
	人とコミュニケーション	5		5 単位以上
	人間と環境	1	4	5 単位以上
	人間と活動		2	2 単位以上
	教養科目計			28 単位以上
専門基礎科目	基礎理論	12	14	26 単位以上
	専門基礎科目計			26 単位以上
	基礎実技1	8	12	20 単位以上
基礎実技2	日本画	1分野 18単位	5分野の中から 選択した1分野 18単位	
	芸術書道			
	華道造形			
	油絵			
	こころアート			
実技研究	日本画	1分野 24単位	基礎実技2で 選択したものと 同一分野 24単位	
	芸術書道			
	華道造形			
	油絵			
	こころアート			
夏期集中講座		2	2 単位以上	
総合	卒業制作	10		10 単位
専門教育科目計			74 単位以上	
合計			128 単位以上	

(健康科学部理学療法学科)

授業科目の区分		単位数		
		必修	選択	計
教養科目	人間と文化	8	4	12 単位以上
	人間の本質と尊厳	4		4 単位以上
	人とコミュニケーション	5		5 単位以上
	人間と環境	1	4	5 単位以上
	人間と活動		2	2 単位以上
	教養科目計			28 単位以上
基礎・臨床医学科目	人体の構造と機能及び心身の発達	15	7	42 単位以上
	疾病障害とリハビリテーション	18		
	健康と社会	2		
基礎・臨床医学科目計			42 単位以上	
理学療法専門科目	基礎理学療法学	6	1	7 単位以上
	理学療法評価学	5		5 単位
	理学療法治療学	16	3	19 単位以上
	地域理学療法学	4		4 単位以上
	応用理学療法学	5		5 単位以上
	臨床実習	18		18 単位
	理学療法専門科目計			58 単位以上
合計			128 単位以上	

(健康科学部整復医療・トレーナー学科)

授業科目の区分		単位数		
		必修	選択	計
教養科目	人間と文化	8	4	12 単位以上
	人間の本質と尊厳	4		4 単位以上
	人とコミュニケーション	5		5 単位以上
	人間と環境	1	4	5 単位以上
	人間と活動		2	2 単位以上
	教養科目計			28 単位以上
基礎・臨床医学科目	人体の構造と機能及び心身の発達	13	8	42 単位以上
	疾病構造と障害	12		
	医療と社会	9		
	基礎・臨床医学科目計			42 単位以上
専門科目	基礎柔道整復学	14	8	58 単位以上
	臨床柔道整復学	18		
	臨床柔道整復実技	16		
	臨床実習	2		
	専門科目計			58 単位以上
合計		128 単位以上		

(健康科学部看護学科)

授業科目の区分		単位数		
		必修	選択	計
教養科目	人間と文化	6	2	8 単位以上
	人間の本質と尊厳	4	2	6 単位以上
	人とコミュニケーション	6	1	7 単位以上
	人間と環境	1	4	5 単位以上
	人間と活動	1	1	2 単位以上
	教養科目計			28 単位以上
専門基礎科目	人体の構造と機能	6	8	芸術療法実技 I・IIのうち 最低2単位を 含め、 27単位以上
	疾病の成り立ちと回復の促進	9		
	人間と健康	4		
	専門基礎科目計			27 単位以上
専門科目	看護の基礎	13	63 単位	
	健康支援看護学	23		
	リプロダクティブヘルス看護学	10		
	地域・在宅看護学	17		
	専門科目計			63 単位
統合科目	チーム医療と看護	2	1	3 単位以上
	統合看護学	5	1	6 単位以上
	看護と芸術		1	芸術療法実技 で履修したもの と同一分野 1単位以上
	統合科目計			10 単位以上
合計		128 単位以上		

別表3(第13条第2項関係)

他学部履修科目

(芸術学部美術学科開設科目)

区分	授業科目の名称	単位数			
		必修	選択	自由	
専門 基礎 科目	芸術解剖学			2	
	芸術療法概論			2	
専門 教育 科目	日本伝統文化特講Ⅰ(水墨画)			2	
	日本伝統文化特講Ⅱ(書道)			2	
	日本伝統文化特講Ⅲ(華道)			2	
	日本伝統文化特講Ⅳ(木版画)			2	
	夏期 集中 講座 科目	江戸切子			1
		竹造形			1
		人形アート			1
		染色			1
		和紙造形			1
		茶道			1
		日本画			1
		水墨画			1
		書			1
		油絵			1
水彩画			1		

(健康科学部理学療法学科, 整復医療・トレーナー学科開設科目)

区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
基礎 ・ 臨床 医学 科目	解剖学Ⅰ			2
	精神医学			2
	救急法			1

別表4(第13条第4項関係)

教育職員免許法に定める教員の免許状を取得するための科目

[免許状の種類] 中学校教諭一種免許状(美術)・高等学校教諭一種免許状(美術)

(1) 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
絵画(映像メディア表現を含む。)	基礎実技1	素描Ⅰ(絵画)	4		[免許取得要件] ①免許法施行規則に定める科目区分ごとに1科目以上、計20単位以上を履修すること。 ②「映像メディア表現」「立体制作」「デザイン論(映像メディア表現を含む。)」 「近代絵画論」は必ず履修すること。 ③中一種免許取得希望者は「現代工芸論」を必ず履修すること。
		日本伝統文化特講Ⅰ(水墨画)		2	
	基礎理論	映像メディア表現		4	
彫刻	基礎実技1	立体制作		4	
デザイン(映像メディア表現を含む。)	基礎実技1	表現効果演習Ⅰ(絵画)	4		
	基礎理論	デザイン論(映像メディア表現を含む。)		2	
工芸	基礎理論	現代工芸論		2	
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	基礎理論	日本美術史	4		
		東アジアの美術	4		
		近代絵画論		2	

(2) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職概論		2	[免許取得要件]
教育の基礎理論に関する科目	教育本質論		2	全科目を必ず履修すること。
	教育心理学		2	
	教育制度論		2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論		2	
	特別活動論		2	
	教育方法の研究		2	
	美術科教育法Ⅰ		4	
	美術科教育法Ⅱ		2	
	美術科教育法Ⅲ		2	[免許取得要件]
	道德教育の理論と実践		2	中一種免許取得希望者は、必ず履修すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
	学校カウンセリング		2	
	進路指導論		1	
教育実習	教育実習指導		1	
	教育実習Ⅰ		2	
	教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習	教職実践演習(中・高)		2	

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
日本国憲法	[教養科目] 人間の本質と尊厳	人と法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
体育	人間と活動	スポーツ理論と実習Ⅰ		1	
		スポーツ理論と実習Ⅱ		1	
外国語コミュニケーション	人とコミュニケーション	英語ⅠA(読解中心)	1		
		英語ⅠB(表現中心)	1		
情報処理の操作	人とコミュニケーション	情報処理	1		
		情報処理演習	1		

(4) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に定める科目

介護等体験実習(社会福祉施設等・特殊教育諸学校)	7日間
--------------------------	-----

[免許状の種類] 高等学校教諭一種免許状(書道)

(1) 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
書道(書写を含む。)	基礎実技2	基礎技法Ⅱ(書道)		4	[免許取得要件] ①免許法施行規則に定める科目区分ごとに1科目以上、計20単位以上を履修すること。 ②「基礎技法Ⅱ(書道)」「書道史」「古名跡書論」「漢文学」「国文学」は必ず履修すること。
		素材研究Ⅱ(書道)		2	
	実技研究	造形表現Ⅱ(書道)		12	
	基礎理論	書道指導法		4	
書道史	基礎理論	書道史		4	
「書論、鑑賞」	基礎理論	古名跡書論		2	

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
「国文学、漢文学」	基礎理論	文字学		4	
	実技研究	法帖講読		4	
		国文学		2	
		漢文学		2	

(2) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職概論		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
教育の基礎理論に関する科目	教育本質論		2	
	教育心理学		2	
	教育制度論		2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論		2	
	書道科教育法		4	
	特別活動論		2	
	教育方法の研究		2	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法		2	
	学校カウンセリング		2	
	進路指導論		1	
教育実習	教育実習指導		1	
	教育実習		2	
教職実践演習	教職実践演習(中・高)		2	

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
日本国憲法	[教養科目] 人間の本質と尊厳	人と法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
体育	人間と活動	スポーツ理論と実習Ⅰ		1	
		スポーツ理論と実習Ⅱ		1	
外国語コミュニケーション	人とコミュニケーション	英語ⅠA(読解中心)	1		
		英語ⅠB(表現中心)	1		
情報処理の操作	人とコミュニケーション	情報処理	1		
		情報処理演習	1		

教育職員免許法に定める教員の免許状を取得するための科目

〔免許状の種類〕 中学校教諭一種免許状(保健体育)・高等学校教諭一種免許状(保健体育)

(1) 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
体育実技	体育実技(体づくり運動)		1	[免許取得要件] 1 教科及び教職に関する科目 教科に関する科目と教職に関する科目をあわせて59単位以上を履修すること。 2 教科に関する科目 ①免許法施行規則に定める科目区分ごとに1科目以上、計20単位以上を履修すること。
	〃 (陸上競技)		1	
	〃 (器械運動)		1	
	〃 (サッカー)		1	
	〃 (柔道)		1	
	〃 (ダンス)		1	
	〃 (水泳)		1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理		2	②「体育実技(体づくり運動)(陸上競技)(器械運動)(サッカー)(柔道)(ダンス)(水泳)」「体育原理」「スポーツ運動学」「運動生理学」「学校保健Ⅰ」「学校保健Ⅱ(精神保健)」は必ず履修すること。
	スポーツ心理学Ⅰ		2	
	スポーツ心理学Ⅱ		2	
	スポーツ経営管理学		2	
	スポーツ社会学		2	
	スポーツ運動学		2	
生理学(運動生理学を含む。)	生理学Ⅰ	2		
	運動生理学		2	
衛生学及び公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	1		
	衛生学・公衆衛生学特論	1		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健Ⅰ		2	
	学校保健Ⅱ(精神保健)		2	
	スポーツ栄養学		2	
	救急法	1		

(2) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職概論		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
教育の基礎理論に関する科目	教育本質論		2	
	教育心理学		2	
	教育制度論		2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論		2	
	特別活動論		2	
	教育方法の研究		2	
	体育科教育法Ⅰ		2	
	保健科教育法Ⅰ		2	
	体育科教育法Ⅱ		2	
	保健科教育法Ⅱ		2	
道徳教育の理論と実践		2		
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
	学校カウンセリング		2	
	進路指導論		1	
教育実習	教育実習指導		1	中一種免許取得希望者は、必ず履修すること。
	教育実習Ⅰ		2	
	教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習	教職実践演習(中・高)		2	

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
日本国憲法	[教養科目] 人間の本質と尊厳	人と法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
体育	人間と活動	スポーツ理論と実習Ⅰ		1	
		スポーツ理論と実習Ⅱ		1	
外国語コミュニケーション	人とコミュニケーション	英語ⅠA(読解中心)	1		
		英語ⅠB(表現中心)	1		
情報処理の操作	人とコミュニケーション	情報処理	1		
		情報処理演習	1		

(4) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に定める科目

介護等体験実習(社会福祉施設等・特殊教育諸学校)	7日間
--------------------------	-----

教育職員免許法に定める教員の免許状を取得するための科目

〔免許状の種類〕 養護教諭一種免許状

(1) 養護に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	衛生学		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
	公衆衛生学	2		
学校保健	学校保健 I		2	
養護概説	養護概論		2	
健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動の理論及び方法		2	
栄養学(食品学を含む。)	栄養学(食品学を含む)	1		
	スポーツ栄養学		2	
解剖学及び生理学	人体の構造・機能論 I (骨格・筋系、神経系、消化吸収)	1		
	人体の構造・機能論 II (呼吸・循環器系、内分泌系)	1		
	人体構造・生理機能実習	1		
	生理学総論	2		
「微生物学、免疫学、薬理概論」	薬理学	1		
	微生物学・免疫学	2		
精神保健	精神看護学概論	1		
	精神看護学方法論	2		
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	看護学概論	2		
	生涯発達看護論	1		
	看護技術 I (共通基本技術・生活支援技術)	2		
	成人看護学概論	1		
	小児看護学概論	1		
	小児看護学方法論	2		
	母性看護学概論	1		
災害看護論(救急法を含む)	1			

(2) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職概論		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
教育の基礎理論に関する科目	教育本質論		2	
	教育心理学		2	
	教育制度論		2	
教育課程に関する科目	教育課程論		2	
	教育方法の研究		2	
	道徳教育の理論と実践		2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法		2	
	学校カウンセリング		2	
養護実習	養護実習指導		1	
	養護実習Ⅰ		2	
	養護実習Ⅱ		2	
教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)		2	

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目		単位数		備考
	別表1の区分	名称	必修	選択	
日本国憲法	[教養科目] 人間の本質と尊厳	人と法		2	[免許取得要件] 全科目を必ず履修すること。
体育	人間と活動	スポーツ理論と実習Ⅰ	1		
		スポーツ理論と実習Ⅱ		1	
外国語コミュニケーション	人とコミュニケーション	英語ⅠA(読解中心)	1		
		英語ⅠB(表現中心)	1		
情報処理の操作	人とコミュニケーション	情報処理	1		
		情報処理演習	1		

博物館法に定める学芸員となる資格を取得するための科目

博物館に関する科目

博物館法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
博物館概論 博物館資料論	博物館学Ⅰ		4	[資格取得要件] 全科目を必ず履修すること。 (この科目は、卒業に必要な単位には算入されません。) (博物館実習には事前・事後指導1単位を含む。)
博物館情報論 博物館経営論	博物館学Ⅱ		2	
教育学概論	教育本質論		2	
視聴覚教育メディア論	情報教育メディア論		1	
生涯学習概論	生涯学習概論		1	
博物館実習	博物館実習		3	

財団法人 日本体育協会公認資格アスレティックトレーナーに関する科目

(財)日本体育協会の定める科目 《(共)は共通科目、(専)は専門科目》	授 業 科 目		単 位 数		備 考
	区 分	名 称	必 修	選 択	
スポーツと栄養 (共)	基礎・臨床医学	生化学(栄養学を含む)		2	全科目を必ず履修することにより、(財)日本体育協会の実施する講習会受講免除及び共通科目のみ試験免除になります。
アスリートの栄養・食事 (共)					
運動器の解剖と機能 (専)	"	解剖学Ⅰ	2		
		解剖学Ⅱ	2		
身体のしくみと働き (共)	"	生理学Ⅰ	2		
		生理学Ⅱ	2		
スポーツ科学(バイオメカニクス) (専)	"	運動学	1		
		運動学特論	1		
スポーツ科学(運動生理学) (専)	"	運動生理学		2	
スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ (共)	"	スポーツ医学		4	
スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ (共)					
スポーツ外傷・障害の基礎知識 (専)	"	スポーツ傷害論		4	
対象に合わせたスポーツ指導 (共)	"	コンディショニング論		1	
救急処置 (専)	"	救急法	1		
トレーニング論Ⅰ (共)	専門	スポーツトレーニング概論		2	
トレーニング論Ⅱ (共)					
スポーツ科学(トレーニング科学) (専)	"	スポーツトレーニング各論		2	
検査・測定と評価 (専)	"	検査・測定と評価演習	2		
予防とコンディショニング (専)	"	スポーツコンディショニング論(実習を含む)		2	
アスレティックリハビリテーション (専)	"	アスレティックリハビリテーション(実習を含む)		2	
現場実習 (専)	"	臨床実習Ⅲ		4	
スポーツの心理Ⅰ (共)	教職	スポーツ心理学Ⅰ		2	
スポーツの心理Ⅱ (共)					
スポーツ科学(スポーツ心理学) (専)	"	スポーツ心理学Ⅱ		2	
地域におけるスポーツ振興 (共)	"	スポーツ経営管理学		2	
スポーツと法 (共)					
スポーツ組織の運営と事業 (共)					
文化としてのスポーツ (共)	"	スポーツ社会学		2	
社会の中のスポーツ (共)					
スポーツと食事 (専)	"	スポーツ栄養学		2	
指導者の役割Ⅰ (共)	AT	スポーツコーチング論		2	
指導者の役割Ⅱ (共)					
指導計画と安全管理 (共)					
ジュニア期のスポーツ (共)					
競技者育成のための指導法 (共)					
アスレティックトレーナーの役割 (専)	"	アスレティックトレーナーの役割		2	
健康管理とスポーツ医学 (専)	"	スポーツ医学特論		2	

財団法人 健康・体力づくり事業財団認定資格 健康運動指導士に関する科目

健康運動指導士養成講習会指定科目	授業科目		単位数	
	区分	名称	必修	選択
健康づくり施策概論(講義6時間)	教養	心理学	2	
健康管理概論(講義6時間)	〃	スポーツ理論と実習Ⅰ		1
生活習慣病(成人病)(講義26時間)	〃	スポーツ理論と実習Ⅱ		1
運動生理学(講義24時間)	基礎・臨床医学	運動学	1	
機能解剖とバイオメカニクス(運動・動作の力源)(講義18時間)	〃	運動生理学		2
健康づくり運動の理論(講義18時間)	〃	整形外科学Ⅰ	2	
運動障害と予防(講義10時間)	〃	内科学	4	
体力測定と評価(講義4時間、実習12時間)	〃	スポーツ医学		4
健康づくり運動の実際(実習44時間)	〃	スポーツ傷害論		4
救急処置(講義4時間、実習4時間)	〃	コンディショニング論		1
運動プログラムの管理(講義14時間、実習12時間)	〃	救急法	1	
運動負荷試験(講義2時間、実習8時間)	〃	衛生学・公衆衛生学	1	
運動行動変容の理論と実際(講義4時間、実習2時間)	〃	関係法規	2	
運動と心の健康増進(講義8時間)	専門	スポーツトレーニング概論	2	
栄養摂取と運動(講義12時間、実習2時間)	〃	スポーツコンディショニング論(実習を含む)		2
	教職	体育実技(水泳)		1
	〃	スポーツ心理学Ⅰ		1
	〃	スポーツ栄養学		2
	健康運動指導士	健康運動指導実習		1

※ 備考

左側養成講習会指定科目群は、本学における指定19開講科目に読み替えているため、右側一覧表科目をすべて履修すること。

保健師に関する科目

指定規則の教育内容		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
地域看護学	地域看護学概論	看護学概論	2		[受験資格取得要件] 5単位
		地域看護学概論	2		
		在宅看護学概論	1		
	個人・家族・集団の生活支援	地域看護方法論Ⅰ(地域看護活動の基本)	2		2単位
	地域看護活動展開論	地域リハビリテーション概論		1	3単位以上
		地域看護方法論Ⅱ(地域看護活動の展開)	2		
		医療安全支援論	1		
地域看護管理論	地域看護管理論(地域ケアの質管理)	2		2単位	
疫学	疫学		2	6単位	
	衛生学		2		
	公衆衛生学	2			
保健統計学	保健統計		2	2単位	
保健福祉行政論	産業保健		1	3単位以上	
	学校保健総論		1		
	障害者福祉論		2	「社会福祉政策論」は必ず履修すること	
	社会福祉政策論		2		
地域看護学実習	個人・家族・集団の生活支援実習	地域看護学実習Ⅰ(地域看護の実際)	2		2単位
	地域看護活動展開論実習	地域看護学実習Ⅱ(学校保健・産業看護実習)	2		2単位
	地域看護管理論実習	在宅看護学実習	2		4単位
		統合実習 (基礎看護、母性看護、小児看護、成人看護、精神看護、地域看護、在宅看護)	2		

別表5（第43条、第45条関係）

（1）入学検定料、入学料、授業料等

① 学部学生

区 分	金 額
入学検定料	35,000円
入 学 料	200,000円
授 業 料	800,000円
施 設 費	550,000円
実習設備維持費	250,000円

② 科目等履修生、特別聴講生

区 分	金 額
入学検定料	15,000円
入 学 料	30,000円
授 業 料	1単位 25,000円

③ 研究生

区 分	金 額
入学検定料	15,000円
入 学 料	60,000円
授 業 料	年額 600,000円

（2）休学在籍手数料

半期 60,000円 年間 120,000円

（3）証明書交付手数料

1通 400円

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

- 1 了徳寺大学の沿革
 - (1) 沿革と経緯
 - (2) 教育理念及び教育目標

- 2 収容定員増に係る学則変更の内容

- 3 学生確保の方策
 - (1) 学生募集活動
 - (2) 看護学科受験者見込み

- 4 芸術学部美術学科の学生募集を停止する理由
 - (1) 芸術学部美術学科の学生募集を停止する理由
 - (2) 今後の取り扱い
 - (3) 芸術学部美術学科の学生募集停止手続き

- 5 健康科学部収容定員増に係る学則変更の趣旨及び特に学則変更を必要とする理由
 - (1) 看護学科設置の趣旨
 - (2) 看護学科設置の必要性
 - (3) 看護学科の理念
 - (4) 看護学科の教育目的及び養成する人材像
 - (5) 卒業後の進路
 - (6) 学部、学科の名称及び学位の名称
 - (7) 教育課程編成の考え方および特色
 - (8) 健康科学部看護学科の設置手続き

- 6 施設、設備等の整備計画
 - (1) 校地、運動場の概要
 - (2) 健康科学部看護学科設置に伴う施設の整備計画
 - (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

1 了徳寺大学の沿革

(1) 沿革と経緯

了徳寺大学は、新たな日本文化芸術を創造し、それを世界に向けて発信し、後世に継承していくための研究・教育を行うことを目的とした日本文化芸術学部、及び来るべき超高齢社会に対応した理学療法学科の研究・教育を目的とした健康科学部の2学部からなる大学として、平成18年に千葉県浦安市に開学した。設置理念では、「日本固有の美や和の精神を継承し、この国と国民が、新たな価値を生み出すために、未来を拓く若人に、美しい環境と、真摯に学ぶ場を提供する。いつも自立の心と連帯を重んじ、いかなる時も希望を持ち、友愛を深める人を目指す。そして地域、国、やがて世界へ貢献すること」を誓っている。

日本文化芸術学部には、将来の日本文化芸術の新たな伝統を生み出す能力を備えた美術家及び研究者、技能者の育成を目的として日本文化芸術学部を設置した。「日本文化芸術」は、日本伝統文化芸術の追求を主眼とした学部学科であることを示す名称であり、学修の具体の分野を示すものとなっている。しかし、一方、学士号について、「日本文化芸術」という特定分野の芸術を専門的に学修することにより、広く「芸術」というものを認識するに至るという理由から「学士(芸術学)」としたため、平成19年、学部学科の名称を、『広く「芸術」を認識する』という目的的地見地から、一層設置目的を体现できるとの考えにより、芸術学部美術学科に名称を変更した。

一方、健康科学部には、障害者、高齢者に加え、健常者の疾病予防に至る包括的な理学療法士を育成することを目的として理学療法学科を設置した。平成19年には、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発すし実践する専門職の育成を目的として整復医療・トレーナー学科を増設した。

芸術と健康科学は一見無関係のように見えるが、その先は「文化」と「癒しの心」という主軸と合致する。これにより、本学は人間が本来持ちうる恒常性機能を高めた人材の育成に努力を続けている。平成22年3月、一期生が卒業を向えた。

(2) 教育理念及び教育目標

本学は、将来の日本の新たな伝統となる芸術文化を教授研究し、これを後世に伝え得る芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与するとともに、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で資質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを教育目的としている。

教育理念として「医療と芸術の融合」を掲げ、教養教育による文化的な人格の形成と人間理解の視点を、専門教育による専門能力の開発を体系的に行うことにより新しい社会の一翼を担う人材を育成することを目指している。

2 収容定員増に係る学則変更の内容

平成23年4月から芸術学部美術学科（入学定員40人、収容定員160人）の学生募集を停止すると同時に、この定員振り替えに加え、入学定員を40人（収容定員160人）増やし、健康科学部看護学科（入学定員80人、収容定員320人）を開設するため、学則を変更する。

これにより、大学全体の入学定員を200人から240人、大学全体の収容定員を800人から960人（160人増）とする。

3 学生確保の方策

(1) 学生募集活動

学生募集活動は、教員と事務局職員が協力して次のとおり実施している。平成23年度以降の学生確保に向けても同様の活動を行うとともに、より高校生・受験生の多様なニーズに配慮した入試制度を構築し、従来にも増して多くの学生確保に努める。

① 高等学校への訪問

関東近郊や東北・甲信越地域の高等学校や予備校を訪問し、大学の紹介や受験生の有無について先生方と直接話しをする。

② 合同ガイダンスへの出席

高等学校や予備校などにおいて開催される合同ガイダンスに出席し、大学の紹介や取得可能な資格などについて高校生や受験生と直接話しをする。

③ 出前授業

高等学校の依頼や本学の提案により、教員を派遣し出張講義を行う。

④ オープンキャンパス

年10回程度開催し、模擬授業体験や受験・進学に当たっての様々な質疑応答を行う進学相談会を実施する。

(2) 看護学科受験者見込み

平成20年の統計資料によれば、全国の高校生108.9万人に対し、看護学科を設置する大学は168校あり、約6500人に1校の割合である。千葉県は4.6万人の高校生に対し、看護学科を設置する大学は5校であり、全国平均を下回っていることを考慮すると、千葉県の高校生の看護志望者の大半は専門学校進学を志望しているが、看護の進学志望者数は少なくないため、大学進学を志望する高校生が増えることが予想される。（資料1「看護学科統計資料集」）

また、大学受験・看護医療系総合予備校で模擬試験を受験した高校2年生を対象に行ったアンケートによると、回答者447人のうち、看護師を志望する生徒は370人（82.8%）と突出して多い人数である。（資料2）

以上のことにより、収容定員増を行っても受験者、入学者は十分確保できる。

4 芸術学部美術学科の学生募集を停止する理由

(1) 芸術学部美術学科の学生募集を停止する理由

芸術学部美術学科は、日本伝統文化芸術の追求を主眼とした教育課程を編成する学部学科であることから、名称を「日本文化芸術学部日本文化芸術学科」として設置した。開設年度である平成18年度、定員120人に対し入学者数が19人に止まった結果を受け、学部学科名称を「芸術学部美術学科」へ変更、入学定員を40人に減じ、定員を満たすべく学生募集に鋭意努力してきた。その結果、入学者数は平成19年度が28人、平成20年度が41人と改善が見られたものの、平成21年度が30人、平成22年度も20人に止まった。この事実を真摯に受け止め、少子化や進路の多様化などの社会情勢の変化により今後も学生の確保が困難であるとの判断から、当学部学科は学生募集を停止し、在校生が卒業するのを待って廃止する。

(2) 今後の取り扱い

廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教員ならびに施設・設備については、すべて新設される健康科学部看護学科に移管する。

(3) 芸術学部美術学科の学生募集停止手続き

平成22年4月に芸術学部美術学科の学生募集停止を届け出る。

5 健康科学部収容定員増に係る学則変更の趣旨及び特に学則変更を必要とする理由

健康科学部看護学科は、高度な専門知識と技能を身につけた看護師・保健師を養成すると共に、以下の目的・目標を掲げる。(資料3「教育理念と教育課程の構成図」)

(1) 看護学科設置の趣旨

わが国において、平成18年に医療制度改革法が成立した。3年続いた社会保障制度改革の締めくくりとして位置づけられている。これにより、都道府県が担う責務が大幅に強化され、市町村はより質の高い医療サービスの提供を求められることとなった。

この動きは「キュア（治癒）からケアへ」というキーワードで説明されることがある。具体的には「根治的治療から日常生活のQOLを向上させる看護・介護へ」のシフトであり、「医師を頂点としたヒエラルキー型のケアサービス提供体制から医師・看護師・リハビリ・介護・ソーシャルワーカー等によるグループケア」へのシフトであり、何よりも医療提供者中心から患者中心への変化である。背景には、人口の高齢化、社会構造の変化、医療技術の進歩、患者や人びとの意識変化などがあり、医療現場は複雑化する一方である。

この中で、看護職は他の保健医療職と同様に高度な実践力と高い倫理観が求められ、

その連携・協働により受療者の健康獲得をめざすことが望まれている。平成20年7月に、厚生労働省『看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理』では、看護職に求められる資質として以下の内容が示されている。

高度医療の場においては、「高度なフィジカルアセスメント能力」「緊急時・急変時に対処する能力」などが求められているが、「臨機応変に看護を提供できる能力」「自律して考え判断する能力」「高度なコミュニケーション能力」なども欠くことのできない資質・能力とされた。さらに、「人間、生活、社会に対する理解力」を高めるための「豊かな一般教養」の習得も必要であり、看護は人に接する職業であるため、「豊かな人間性、包容力、人としての成熟」が求められるとされている。

今後の医療は、施設中心から在宅へシフトしていくことが考えられ、急性期から慢性期、そして終末期にいたる、人間のライフサイクル全期にわたる全人的な看護が望まれている。看護職がこのような時代の要請に対応するには、学士課程教育の主要な特徴のひとつである教養教育により、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努める必要がある。

また、看護人材を養成する課程では、この教養教育の他に看護学分野における専門教育の役割も期待されており、職業教育の性格を併せ持っている。ここでは、基礎的な知識・技術を活用し論理的・批判的に思考し実践できる能力と、自分の能力を客観的にとらえ、それを維持・向上させる学習を継続する必要がある。

看護学科では、このような看護職の人材育成には学士課程の教育が必須であり、看護師教育と保健師教育を4年間で実施する。

(2) 看護学科設置の必要性

a 看護職者の任務の高度化・多様化に対する必要性

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、わが国に人口は平成16年にピークをむかえ、減少局面に入っている。平成37年には、約1億1500万人になると予測されている。高齢化の進行による人口構造の変化や疾病構造の変化により、医療の需要は変化している。(資料4「人口推移」資料5「人口構造の変化」資料5「死因別にみた死亡率の推移」)

高齢化は、しばしば少子化に伴われるものとして、少子高齢化という年齢構成の不均衡として社会経済的視野から問題視される傾向にある。

医療は「いのち」にかかわるサービスであり、社会的背景に変化があろうと、それに変わりはない。しかし、その目的は多様化している。医療の発達とその環境が整えば整うほど、病気や障害を抱えて長く生き続ける人びとの数は増加し、病気と障害の内容は多様化する。

求められているのは、対象と相互の関係性を豊かに醸成し、対象のニーズを踏まえた看護のあり方を追及できる専門職としての能力である。

平成18年度の医療改革は、今後の医療提供体制の方向性のひとつに在宅医療の推進を打ち出した。診療や療養生活支援を受けながら地域社会での生活ができる在宅療養支援の推進等、医療施設外における看護職への期待は大きい。そのため、従来保健師の活動であった健康の保持増進・疾病の予防、健康学習支援や健康管理支援、地域ケア体制づくり、保健・医療・福祉チームでの調整や社会資源の活用支援等の能力は、看護師にも必要となった。その過程で問われてくるのは、看護専門職の特性を活かし、地域の条件に合わせた新たな援助方法を作り出していく能力である。

以上のことから、本学科は、人びとの生活が営まれるあらゆる場で、健康問題に対し責任を持って問題解決していく能力をもつ人材を育成することを目的とする。

b 地域貢献の必要性

近年、大学を取り巻く環境が変化している。その理由の一つが、本格的な少子高齢化社会の到来である。文部科学省の諮問機関「中央教育審議会」によると、少子化と大学志願者の頭打ちで、大学・短期大学の進学希望者と合格者数がほぼ同数となる「大学全入時代」が到来している。二つ目は、平成16年から本格化した「国立大学の独立行政法人への移行」であり、これらを背景に大学の存在意義も変化することとなった。(資料6「18歳人口および高等教育機関への入学者・進学者率の推移」)

平成15年、国の技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会『新時代の産学官連携の構築に向けて』の中で「現在においては、単なる経済活性化だけでなく、地域コミュニティや福祉・環境問題といったより広い意味での社会全体の発展への寄与と捉えるべきである」という声明が出された。大学は、本来の機能である「教育」「研究」に加え、「社会貢献」をその機能に加えなければならないとされている。

一方、地方自治体を取り巻く環境も変化している。平成7年に地方分権推進法が制定され、それにもとづいた地方分権推進委員会による勧告、国の地方分権推進計画の閣議決定により、平成11年に地方分権整備法が制定された。翌年には地方分権一括法が制定され、平成18年に地方分権改革推進法が成立した。

こうした地方分権の流れを背景に、大学は、地域の「資源」として注目され、新しい公共の担い手という役割が要請されている。これからの大学と地域による地学連携は、地域は大学を資源として、多様なネットワークの担い手として位置づけ、一方、大学は地域貢献の一環としてこの要請に応え、互いに連携・協力・協同しながら新しい公共を創造する。

本学の所在地である千葉県浦安市の取り組みを示すと、平成13年に策定された基本計画に続き、平成20年の第2期基本計画において「人が輝き躍動するまち・浦安」を基本構想と定め、様々な生涯学習支援の方略が企画されている。その一つ

である「うらやす市民大学」の開校には、本学教員も参画している。

他にも、本学は開学以来、公開講座の実施、学生の地域ボランティア活動および連携事業の企画および実施等により地域との連携を図っている。

本学科では、質の高い看護職を輩出することに努めると共に、地域社会と連携し、主に地域での保健活動、健康支援について広く地域と協同することを構想している。

c 看護師不足に対応する必要性

病床あたりの看護師数を国際比較すると、日本の100床あたりの病院看護師数は、平成15年の時点で、イギリス、アメリカ、ドイツ、イタリアの平均138人に対し日本は33.6人と、際立って少ない状況にある。(資料7「100床あたりの就業看護師数」)

さらに、平成18年度の改革では、病床数を削減する一方で、看護職員数が患者7人あたり1人という基準が新設され、看護師不足は焦眉な問題となった。

また、看護の国家試験合格者数は、毎年約4.6万人であるのに対し、病院に勤務する看護師数は、ピークの25～29歳においても1歳あたり2.7万人しかいない。それに加え、病院に就職した新卒看護師の1年以内の離職率は9.3%と高いことが指摘されている。(資料8「看護師の養成と就業状況」)

他にも、わが国の看護師の働く場所と年齢構成から、免許取得後に病院に就職した後、30歳代からの離職率が高い。一般に働く女性は30歳代に離職し、30歳代後半から40歳代に復職するため、就業率はM字カーブを描くことが知られているが、看護師のキャリアパスは、離職後復職していないのがわかる。(資料9「女性の年齢階級別労働力率」資料10「年齢階級別看護師数」)

ところで、千葉県の就業看護職員数は、全国的にみても低い水準にあり、看護師438.9人(人口10万対)と全国平均の635.5人を大きく下回っている。千葉県の高齢化率は全国2位のスピードで進んでおり、看護師不足は深刻な状況である。新たな看護職員の需要見通しは、平成18年で約4万1千人から、平成34年には約4万4千人と見込まれているが、供給見通しは、2006年の約3万9千人から2032年には約4万3千人であり、需要が供給を上回っている。(資料11「人口10万対就業看護師数」資料12・13「第6次看護職員需給見通し」)

以上の状況に対応するため、平成20年「千葉県自治体病院支援対策本部」および「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置し、人材の確保・定着に向けた取り組みが進められている。また、同年「千葉県保健医療計画」においても、「県民の多様な健康づくり・医療・福祉のニーズを総合的にとらえ、関連する職種と連携し、必要なサービスを提供できる看護職員の人材育成を継続的に進める基盤を整備することが必要であることから、優秀な人材育成の基盤となる看護系大学の創設が求められている」とある。

これらのことから、本学科の増設は必要と考えられ、新卒看護職を確実に送り出

す役割があると考える。

d 看護師養成所における学生の確保

女性の4年生大学への進学率は、平成19年は40.6%、平成20年は42.6%と近年、上昇している。平成20年の男性の大学進学率は55.2%となっており、男女の大学進学率の差は縮小傾向にある。(資料14「大学・短期大学への進学率の推移」)

一方で、18歳人口の減少にともない進学者総数は減少しており、大学全入時代を迎え、大学以外の進学先を選択する高校生は少なくなると予測されている。すでに、大学以外の看護師養成所では、入学者の定員割れが続いている。(資料15「学校種別の入学定員充足率」資料16「学校種別の受験倍率」)。

本学健康科学部の学生は、都市部の大学とは学生層が異なり、県内出身者が7割を占めている。就職先として自宅から通える都市近郊を希望する者が多く、医療福祉系求人増加等を考慮すると、今後、千葉および近郊に就職を希望する学生が増加していくことが考えられる。

e 生涯学習の拠点としての必要性

近年の臨床では、新人看護職員の定着と看護職の離職防止の推進が図られるとともに、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等により、看護業務密度が高まっている。また、患者の安全性の確保に対する意識が高まるなかで、看護職の基礎教育、卒後教育の強化が必要とされている。これに対応し、看護継続教育機関、保健医療施設では、さまざまな教育プログラムを提供している。

わが国の看護継続教育への取り組みは、平成4年に厚生労働省より「看護職員生涯教育検討会報告書」、平成12年に日本看護協会より「継続教育の基準」が公表され、その体系化に向けた活動を開始している。

しかし、看護職者の約7割が病院に就業している状況において、看護職者の継続教育は、施設内の教育に限局しているのが現状である。施設教育は、病院において活発に展開されているが、そもそも病院の主な目的は、健康に障害をきたした人びとに医療を提供することである。このような目的を持つ施設が提供する教育は、その病院の理念にそった医療を提供するために必要不可欠なものであっても、就業する看護職者の学習ニーズを充足し、多様な職業的発達を支援するには限界がある。看護職者個人が必要な学習を必要とするときには、自己学習が必要なのである。

ところで、厚生労働省は、平成18年に「看護基礎教育の充実に関する検討会」を設置し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正案の検討が行われたのに対し、文部科学省は「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議」を設置した。協力者会議の報告書『指定規則改正への対応を通して追究する大学・短期大学における看護学教育の発展』に、看護系大学等の生涯学習に対する社会貢献について以下のように明記されている。

「新人期の生涯学習支援は、卒業者が就業した施設との協働で行うものであり（以下省略）、地域における看護サービスの質の向上に貢献するものである」「現在、卒後の研修については、新卒者を受け入れた施設側の自主的な努力にゆだねられているが、今後、看護系大学等は、自大学の卒業者以外にも対象を広げ、新人期の支援を含む看護師等の看護生涯学習に積極的にかわり、一定の社会的役割と責任を担うべきである」とある。

重要なことは、看護職者が人びとの健康問題に焦点をあてるコンピテンシー（学生の知識・技術・態度）を具備できることである。基本的にコンピテンシーは、健康問題が看護教育の基礎をなすものという認識から、本学科では、教養教育により多様な視野と豊かな人間性の涵養することに加え、専門分野において基礎的な知識と技術を持ち、独創性と問題解決能力を備えるとともに、看護職として生涯成長し続けるために必要な看護の価値観を養成することを目的としている。

安全で安心な医療提供体制の構築に看護職の果たす役割は大きく、将来的には、大学院において研究や教育に携わる看護師・保健師の養成や、看護職者の研修の場となる環境が整備される必要がある。本学科では、可能な限り、そのような生涯学習の拠点としての役割を担うことを目指している。

f 地域との連携

本学所在地である千葉県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、東南は太平洋に面し、西の一部は東京湾を形成し、北西は江戸川をへだてて東京都および埼玉県に接し、北は利根川を境に茨城県につらなり、周囲を海と川に囲まれた56の市町村からなる。

平成17年、千葉県の高齢化率は全国の20.2%に比べ17.5%ではあるが、今後10年間を視野に入れた場合、全国2位のスピードで高齢化が進むと予測されている。それにより、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には、65歳以上人口は、平成17年に比べると約50%の急増を示し、千葉県民の4人に1人となる。（資料17「千葉県における高齢化の現状と将来推計」）

一方、出生数は、昭和50年代初めの8万人台から急速に減少しており、現在は5万人台と少子化が進んでいる。合計特殊出生率も昭和50年代初め以降、急速に低下し、昭和48年には全国で4番目に高い水準であったのが、平成10年では1.26と、全国の1.38を大きく下回り、東京都に次ぎ下から2番目という状況にある（資料18「出生数と合計特殊出生率の推移」）

また、千葉県の人口と世帯数は資料に示すとおり、人口と世帯数が増加するのに対し世帯員数が減少しているのがわかる。高度経済成長期に全国各地から流入した人びととの高齢化による都市型高齢者の増加や、核家族世帯の多いことから生じる高齢者世帯、単身高齢者世帯が増加する傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいる。（資料19「人口および世帯数の推移（千葉県）」）

このような人口の推移および家族構成員の変化のなかで、高齢者が慢性疾患を患う確率が増加することが予測され、その疾患の治療や介護にかかわる医療費や介護者不足といった経済的・社会的負担の増加が危惧されている。さらに、その高齢者人口を支える若年労働者数は減少する一方であることが、この危機感を膨らませている。

高齢化社会を迎える今こそ、疾病や障害をもつ多くの人びとをどのように支援し、社会復帰ができるかが問われている。

つまり、以前のように患者を施設内に保護し、一施設内で医療やケアを完結させるのではなく、重症・複合障害を持ちながら社会生活が営めるよう、医療機関・施設・サービス機関が連携し、継続的な医療が提供されるような体制整備が進んでいる。

そのなかで、中核的な役割を果たすのが在宅医療である。在宅医療と福祉サービスを統合した地域包括型の在宅医療福祉システムを構築するためには、地域内の訪問看護ステーションや福祉施設等の連携はもちろんだが、当該地域の医療者が地域内の在宅療養および介護福祉サービスとの連携に積極的に参画しなくてはならない。

本学では、来るべき社会を見据え、この保健医療福祉の社会的要請に応える大学として設置した。芸術学部と健康科学部の両学部は、研究・教育の領域が、地域の文化・健康活動に直接関連することから、自治体の協働におけるカウンターパートとして多様な担い手とネットワークを組み、その成果を積極的に地域に提供し、人びとの生活・健康の改善に貢献している。また、社会的要請に応える人材の育成を目指している。

また、本学では「医療と芸術の融合」による社会創造をめざし、教養教育では文化的な人格の形成と人間理解の視点を、専門教育では専門能力の開発を体系的に行うことを理念としている。看護学科も、この理念を適応する。

その理由は、看護職は、患者あるいは対象者やその家族に接する時も他職種と働く時も効果的なコミュニケーションを展開する能力が求められるからである。地域に基盤をおく看護の重要性が増大している今こそ、看護実践には多様な人びと、集団と協同することが、これまで以上に求められるようになったためである。

以上のことから、本学科の特色は、学生に多様な看護の場での看護職役割と社会的役割を理解させる上で極めて有効と思われる。

(3) 看護学科の理念

本学科においては、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、日本固有の美や和の精神をもとに豊かな人間性と高い倫理観を備え、看護の創造性や豊かな感性を養う。看護の専門的な知識・技術・態度を身につけ、看護学の発展および保健医療福祉に貢献できる人材を育成する。

(4) 看護学科の教育目的及び養成する人材像

看護学科の理念に基づき、芸術を通して豊かな人間性を育み、変化する地域社会・医療・福祉の状況に貢献できる人材、また、看護の専門的知識、技術、専門職業人としての誇りを身につけ、看護職としての役割と責務を果たし、将来指導者となる人材を育成する。

- ① 一般教養の体得により、感性豊かな人間性と倫理性を養い、人間の尊厳を重視できる人材を育成する
- ② 日本固有の文化や精神に触れることで異文化への理解を深め、国際的視野をもって活動できる能力を育成する。
- ③ 他人や自分を知り、思いやりや労わる心を持ち、人間関係を確立するためのコミュニケーション能力を育成する。
- ④ あらゆる健康状態に応じた看護を計画し、科学的根拠に基づき実践できる能力を育成する。
- ⑤ 地域特性から保健医療福祉のニーズを理解し、地域に貢献できる能力を育成する。
- ⑥ チーム医療における看護の役割や責務を理解し、他専門職種の人々と協働・連携できる能力を育成する。
- ⑦ 看護に関する新しい専門技術の導入や開発に必要な科学的探究心、批判的思考（クリティカルシンキング）と研究的態度を育成する。
- ⑧ 専門性を深めていくための基礎能力を培い、生涯にわたる自己啓発能力を育成する。

ことにより、創造性と豊かな人間性を備え、国際性豊かな総合的で専門的な看護を実践し、チーム医療を意識できる看護職のスペシャリストを育成する。具体的な人材像としては、以下のようなものが考えられる。

a 創造性や感性の豊かな人材の育成

芸術とは、自己の考えているものに対する見方や、主張・思想をその人らしい独自の形で表現することである。芸術を学ぶことは、ひとつには豊かな人間性を涵養すると共に、看護に照合すれば、看護がそれぞれの患者にあった援助を創り、実現する精神に通じることである。さらに対象者や学生自身の生活の質を高めることにもつながる。芸術による自己発現や豊かな感性・創造性を看護教育に取り入れることで、学生ひとりひとりの能力を最大限に引き出し、高い倫理観を備え、人権を尊重する立場に立ち、人間関係の相互作用によって対象のみならず自己の生活の質をも高めてゆける人材を育成する。

b 人間の自立性を尊重する人材の育成

看護の対象者の価値観、習慣、生き甲斐、人生観、社会的な活動状況、病気の受け止め方、医療従事者に対する信頼感など尊重する人材を育成する。

c 専門性と総合的な視野をもち、根拠にもとづいた看護を実践できる人材の育成

高度な専門的技術・知識を修得することによって、看護の現象を総合的にアセスメントし、適切に判断できる能力、問題発見能力・解決能力、批判的思考力の基礎的能力を養う。アートの精神を生かし、ひとりひとりの個別性に合った看護が実践できる。またチーム医療の一員としてメンバーシップ、リーダーシップを発揮できる指導者を育成する。

d グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成

保健医療や福祉の分野においてもグローバルスタンダードは発展しており、保健医療福祉における人材交流や共同研究などのグローバル化は必須の状況にある。そのため、異文化を理解し適切なコミュニケーション能力や、自己の主張を論理的に表現できるアサーション能力、語学力の向上を目指し、日本人として日本固有の美や和の精神を継承したアイデンティティやナショナルスピリットを育むことによって、グローバルな国際感覚を持ち、国際的に通用する人材を育成する。

e 地域社会に貢献できる人材の育成

人口の高齢化や疾病予防、ノーマライゼーションの普及により地域における保健医療・福祉の重要性が高まっている現在、在宅ケアや地域の保健福祉計画および他職種との地域連携の推進などにおける看護の役割は増加している。地域社会の個人・家族・地域の人々に対する看護ケアにおいて、指導的役割を担うと共に、地域におけるヘルスプロモーション体制を構築し、人々の健康増進に寄与できる人材を育成する。

(5) 卒業後の進路

卒業後の就職は十分に見込める。高齢化社会に向けてマンパワーの確保が急務な現在、看護の職域は拡大しつつあり求人は漸増している。医療機関、在宅医療、地域医療、産業保健、学校保健等、様々に進む道が開かれている。さらに、教育・研究者として大学院に進学する学生も進路の方向として予測される。(資料20「看護師学校養成所卒業者の就業状況」資料21「千葉県内看護師学校養成所卒業後の就業状況」)

(6) 学部、学科の名称および学位の名称

a 学部の名称

現在、健康科学部に理学療法学科及び整復医療・トレーナー学科を設置している。これらの学科においては、リハビリテーションから疾病予防、介護予防にいたる包括的能力をもつ専門職者の養成にあたっており、学部の名称を「健康科学部 (Faculty of Health Sciences)」としている。

看護は、健康に関わる科学を支える専門職のなかでも、最も人数が多く、主要な役割を果たすものであり、さらに他の2学科と同様の理念で教育にあたるため、増設する学科を健康科学部の一学科として位置づける。

b 学科の名称

保健師、看護師の国家試験受験資格を取得できる科目・単位を教育課程に含むことにより、本学科を「看護学科」とし、英訳名は「Department of Nursing」とする。

c 学位の称号

学位の称号は、主として看護全般を学修する教育課程を編成するため「学士（看護学）」とし、英訳名は「Bachelor of Nursing」とする。

(7) 教育課程編成の考え方および特色

看護職としてふさわしい人材が育成できるように教育課程を編成するとともに、看護師・保健師（選択制）・養護教諭Ⅰ種（選択制）の国家試験受験資格を取得できるよう教育課程を編成する。本学科の教育課程は、教育理念および教育目的・目標を達成するために、以下のように編成する。

- ① 教育課程を教養科目、専門基礎科目、専門科目の3分野に大別し、学年の進行とともに、体系的に学べるよう編成する。
- ② 教養科目は、日本伝統文化の心を深く認識し、幅広い視野の豊かな人間性を涵養し、専門職として必要な思考力と感性、さらには国際的視野を備えることができる授業科目とする。
- ③ 専門基礎科目は、専門科目における知識や技術を修得するための基盤となるため、専門職として必要な基礎的知識を修得することができる授業科目とする。また、教養科目との有機的連携を図りながら、看護学の概念要素である「人間」「環境」「健康」「看護」の4つの領域を理解し、その後のより専門的・体系的な学習につなげる科目とする。
- ④ 専門科目は、専門職として必要な専門的知識と技術を修得するとともに、教養科目および専門基礎科目で得たものを踏まえ、科学的探究心および自己啓発能力を育む科目とする。

なお、本学では、高等学校において履修していないなどの理由で不足する授業に関し、学士課程の履修の理解を促すために単位認定外で「初年次教育」を実施している。

(8) 健康科学部看護学科の設置手続

前述のような理念のもと、教員組織や教育課程を含めた設置趣旨をもって、平成23年4月開設を目指して、平成22年4月に健康科学部看護学科の設置を届け出る。

6 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の概要

千葉県浦安市明海地区に位置する校地15,483.72㎡のうち校舎敷地として11,422.29㎡を、3137.21を運動場用地として使用している。このキ

キャンパスには、芸術学部美術学科と健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科の2学部3学科が既に設置されており、約800人が学んでいる。グラウンドは、ダスト舗装し、学生が任意に運動を行える空間となっており、その外周にベンチを置き、学生が休息できる環境になっている。

体育館は、地上1階建て延べ床面積1,071.17㎡あり、室内はバスケットボール、バレーボール、卓球、体操、剣道などのできるアリーナとし、スポーツ実習の授業や日常の稽古で柔道を行う柔道場も兼ねるよう整備されている。

校舎最上階に設置する学生食堂は、隣接するラウンジスペースを食堂スペースに改修し、収容定員増に対応させた。

(2) 健康科学部看護学科設置に伴う施設の整備計画

a 基礎看護実習室 (449㎡)

3階講義室及び語学学習室を転用し、基礎看護実習室とする。看護学科実習室の中で最大の実習室であり、病院のベッドサイドと同じ環境を整備する。

b 成人看護実習室 (359㎡)

3階講義室を転用し、成人看護実習室とする。超音波や心電図をはじめさまざまな機器を整備し、2年次からの演習の授業や、指導教員と一緒にゼミや研究活動を行う。

c 母性・小児実習室 (180㎡)

3階講義室を転用し、母性・小児実習室とする。沐浴など赤ちゃんの世話、子どもの世話、お産のケアの演習に必要な設備を整備し、2年次からの演習の授業や、指導教員と一緒にゼミや研究活動を行う。

d 地域・在宅・老人実習室 (179㎡)

3階講義室を転用し、地域・在宅・老人実習室とする。家庭訪問の演習ができる設備や、入浴やリハビリテーション介助の練習設備を整備し、2年次からの演習の授業や、指導教員と一緒にゼミや研究活動を行う。

e 調理実習室 (89㎡)

1階附属接骨院が学外へ移転を予定しているため、調理実習室に転用する。食事療法を必要とする患者の指導方法の演習等を行う。

f 講義室

3階フロアの講義室を転用し看護学科実習室とするため、講義室が不足することが考えられるため、1階附属図書館の閉架書庫を改装し、講義室(130㎡)とする。この1階の講義室には最新の視聴覚システムを導入し、他学科と共同で使用する。

g 学生用ロッカー室

収容定員増に伴い学生用ロッカー室スペースが不足するため、学生募集を停止す

る芸術学部美術学科の作品保管庫1室を転用する。

h 教員研究室

教員研究室は、教授・准教授・講師それぞれに1室用意されており、講義の準備、研究活動、成績配布を初めとする学生に対する勉学上の指導や学生生活に関する指導を行う。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

了徳寺大学附属図書館は、校舎1階に設置されており、平日8時30分から20時30分まで、土曜日は9時から17時まで使用可能である。

平成22年3月現在、図書18,688冊、雑誌332タイトルを所蔵している。書庫は開架式で、最大で19万冊の収蔵が可能である。DVD、CD-ROM、ビデオ等の視聴覚資料は200点用意されている。図書資料については、新学科設置のための予算において新規購入予算が割り当てられており、今後一層の充実をはかる予定である。電子ジャーナルや画像・文献などのWeb系データベースの導入については、利用度を勘案しながら具体的な整備計画を策定する。

設備面においては、閲覧席数192席の閲覧室をはじめ、パソコンルーム、1人用のスタディールーム、グループ研究室など計284席を備えている。カウンターでは図書の貸出サービスに加えて、国立情報学研究所に加盟し、ILLを利用することで、他大学との相互利用を扱うレファレンスサービスを行っている。図書館資料利用のため図書館情報管理システムを導入し、蔵書検索、貸出予約等が電子的な方法で可能となっている。教員の教育研究活動を支援し、学生の勉学を手助けするため、調査・研究活動の援助、相談を図書館専門職員により随時行っている。学生及び教職員が図書館資料を複写できるよう、閲覧室内に複写機を配置しているが、看護学科増設に伴い、増台を予定している。

資 料 目 次

- 資料 1 看護師学校養成所受験者調査
- 資料 2 看護医療系を目指す高校 2 年生の志望系統アンケート
- 資料 3 教育理念と教育課程の関連図
- 資料 4 我が国の人口の推移、人口ピラミッドの変化
- 資料 5 主な死因別にみた死亡率の年次推移
- 資料 6 18 歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移
- 資料 7 100 床あたりの就業看護師数
- 資料 8 看護師の養成と就業状況
- 資料 9 女性の年齢階級別労働力率
- 資料 10 年齢階級別看護指数
- 資料 11 人口 10 万対就業看護指数
- 資料 12 第 6 次看護職員需給見通し
- 資料 13 第 5・6 次千葉県看護職員需給見通し
- 資料 14 大学、短期大学への進学率の推移
- 資料 15 学校種別の入学定員充足率
- 資料 16 学校種別の受験倍率
- 資料 17 千葉県における高齢化の現状と将来推計
- 資料 18 出生数と合計特殊出生率の推移
- 資料 19 人口および世帯数の推移（千葉県）
- 資料 20 看護師学校養成所卒業者の就業状況
- 資料 21 千葉県内養成所就業状況の推移

資料 1

看護師学校養成所受験者調査

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川	全国
高校卒業予定者数	27322	19360	17602	54049	46364	96664	59738	1089188
センタ現役志願率	40.1%	41.4%	43.6%	39.9%	37.9%	46.9%	39.5%	39.3%
看護志望者数	2014	2587	2286	5077	5548	20762	8246	143712
看護志願割合	7.4%	13.4%	13.0%	9.4%	12.0%	21.5%	13.8%	13.2%
看護の大学数	4	3	6	3	5	14	7	168
大学の定員	280	290	450	280	529	1150	575	13193
大学志願者数	746	1659	1734	1494	2494	11043	4010	67054
大学の倍率	2.7	5.7	3.9	5.3	4.7	9.6	7.0	5.1
大学志願者割合	37.0%	64.1%	75.9%	29.4%	45.0%	53.2%	48.6%	46.7%

(平成20年「看護関係統計資料集」引用)

資料 2

看護医療系を目指す高校2年生の志望系統アンケート

単位：人（カッコ内は都道府県ごとの全体に占める割合、複数回答可）

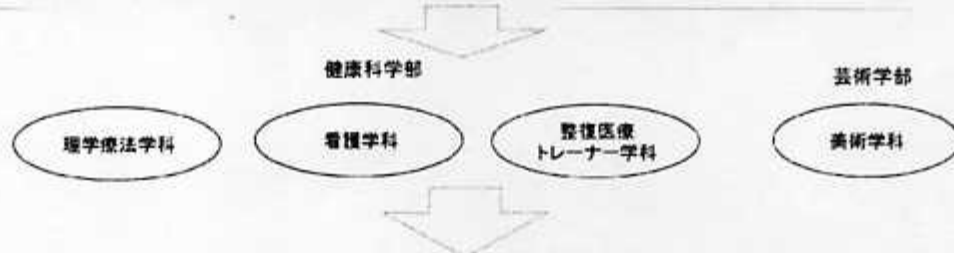
	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	合計
看護師	82 (78.8%)	64 (79.0%)	169 (86.7%)	55 (82.1%)	370 (82.8%)
理学療法士	14 (13.5%)	11 (13.6%)	17 (8.7%)	7 (10.4%)	49 (11.0%)
作業療法士	8 (7.7%)	5 (6.2%)	4 (2.1%)	4 (6.0%)	21 (4.7%)
臨床検査技師	6 (5.8%)	2 (2.5%)	5 (2.6%)	1 (1.5%)	14 (3.1%)
救急救命士	2 (1.9%)	3 (3.7%)	8 (4.1%)	0 (0.0%)	13 (2.9%)

(平成21年 新宿セミナー調べ)

教育理念と教育課程の関連図

本学の理念

日本固有の美や和の精神を継承し、新たな価値を生み出すために、未来を拓く若人に、美しい環境と、真摯に学ぶ場を提供する。いつも自立の心と連帯を重んじ、いかなる時も希望を持ち、友愛を深める人を目指す。そして地域、国、やがて世界へ貢献することを誓い、開学する。
校章の四つ葉は、「自立、連帯、希望、友愛」をあらわし、周囲をめぐる帯には、和の心をこめる。医療と芸術の融合による新たな社会創造に向かい、我々の熱き思いを継ぐ人びとの学府たらん事を希求する。



看護学科の理念

本学科においては、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、日本固有の美や和の精神を基に豊かな人間性と高い倫理観を備え、看護のアートとしての創造性や豊かな感性を養う。看護の専門的な知識・技術・態度を身につけ、看護学の発展および保健医療福祉に貢献できる人材を育成する。

教育目的

看護学科の理念に基づき、芸術を通して豊かな人間性を育み、変化する地域社会・医療・福祉の状況に貢献できる人材を育成する。また、看護の専門的知識、技術、専門職業人としての誇りを身につけ、看護職としての役割と責務を果たし、将来指導者となる人材を育成する。

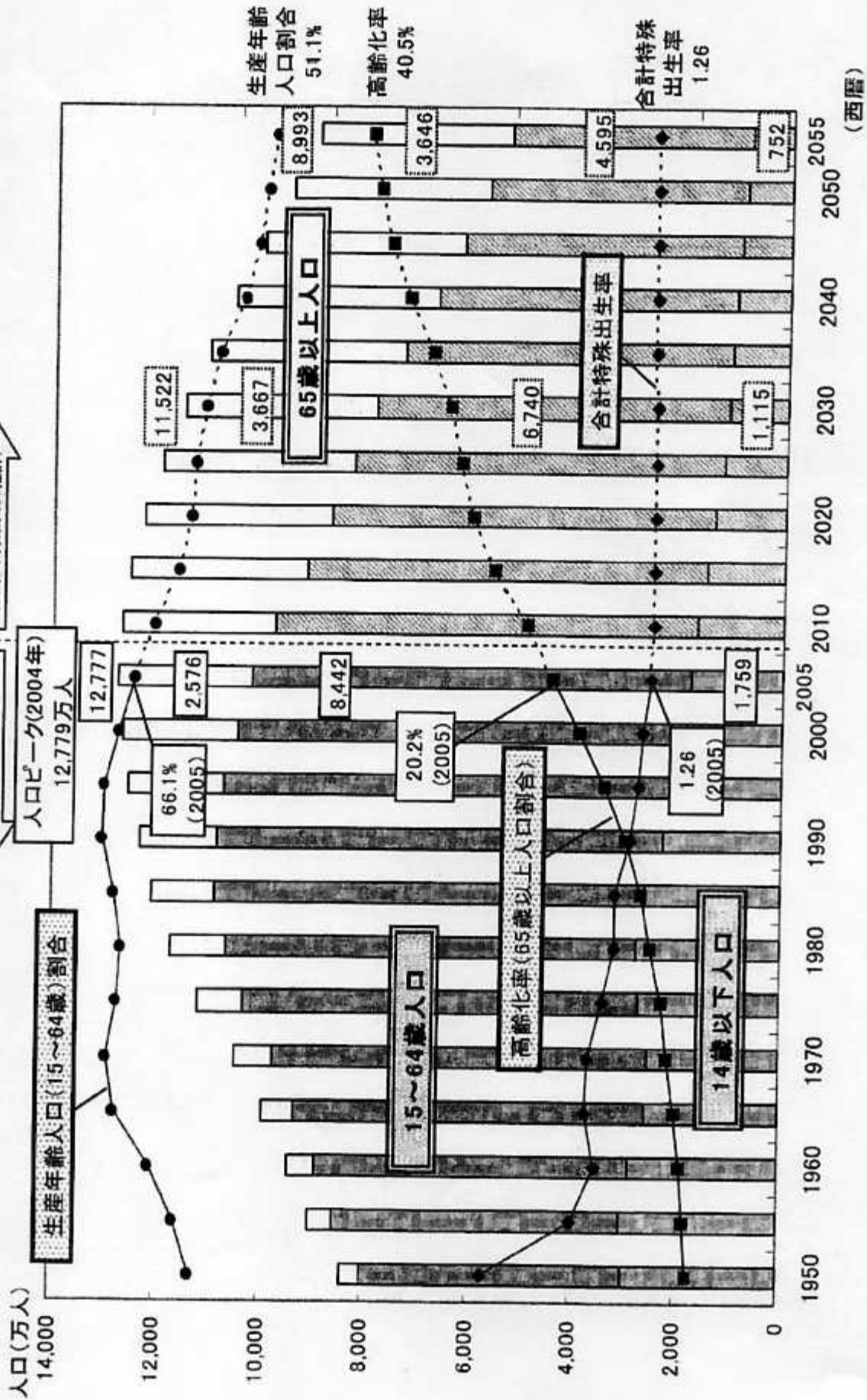
教育目標

- (1) 一般教養の体得により、感性豊かな人間性と倫理性を養い、人間の尊厳を重視できる人材を育成する。
- (2) 日本固有の文化や精神に触れることで異文化への理解を深め、国際的視野をもって活動できる能力を育成する。
- (3) 他人や自分を知り、思いやりや労わる心を持ち、人間関係を確立するためのコミュニケーション能力を育成する。
- (4) あらゆる健康状態に応じた看護を計画し、科学的根拠に基づき実践できる能力を育成する。
- (5) 地域特性から保健医療福祉のニーズを理解し、地域に貢献できる能力を育成する。
- (6) チーム医療における看護の役割や責務を理解し、他専門職種の人々と協働・連携できる能力を育成する。
- (7) 看護に関する新しい専門技術の導入や開発に必要な科学的探究心、批判的思考(クリティカルシンキング)と研究的態度を育成する。
- (8) 専門性を深めていくための基礎能力を培い、生涯にわたる自己啓発能力を育成する。



資料4

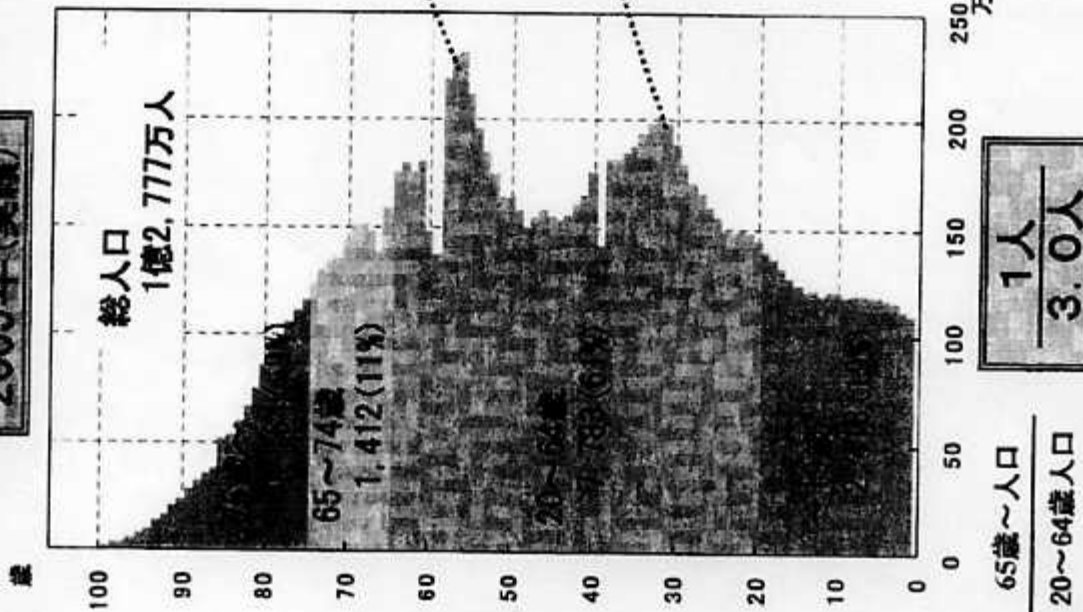
我が国の人口の推移



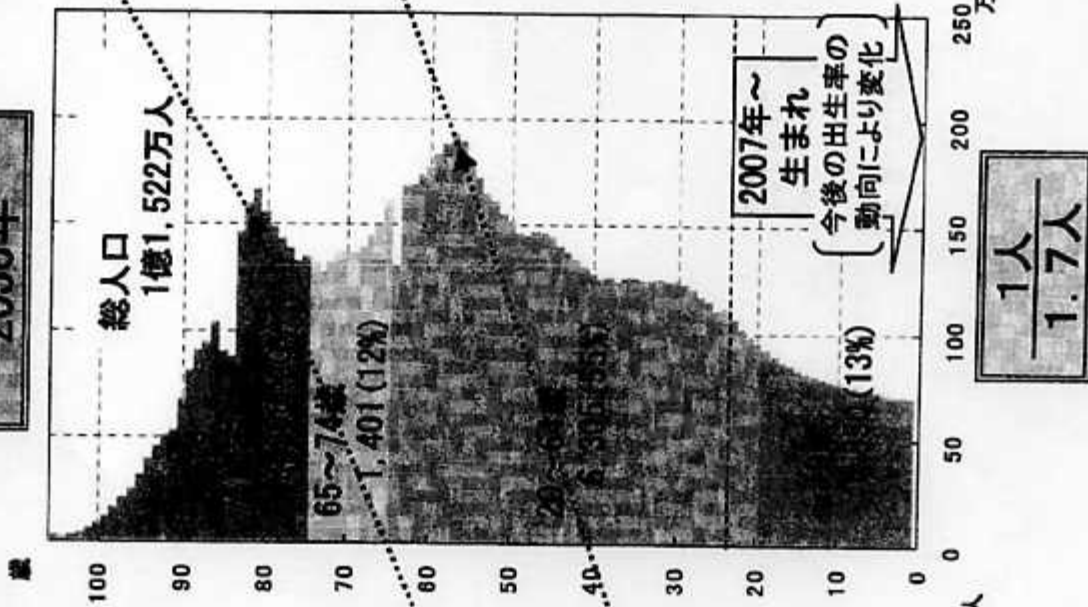
出典：平成19年度 厚生労働白書 資料編①厚生労働全般 p5より

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

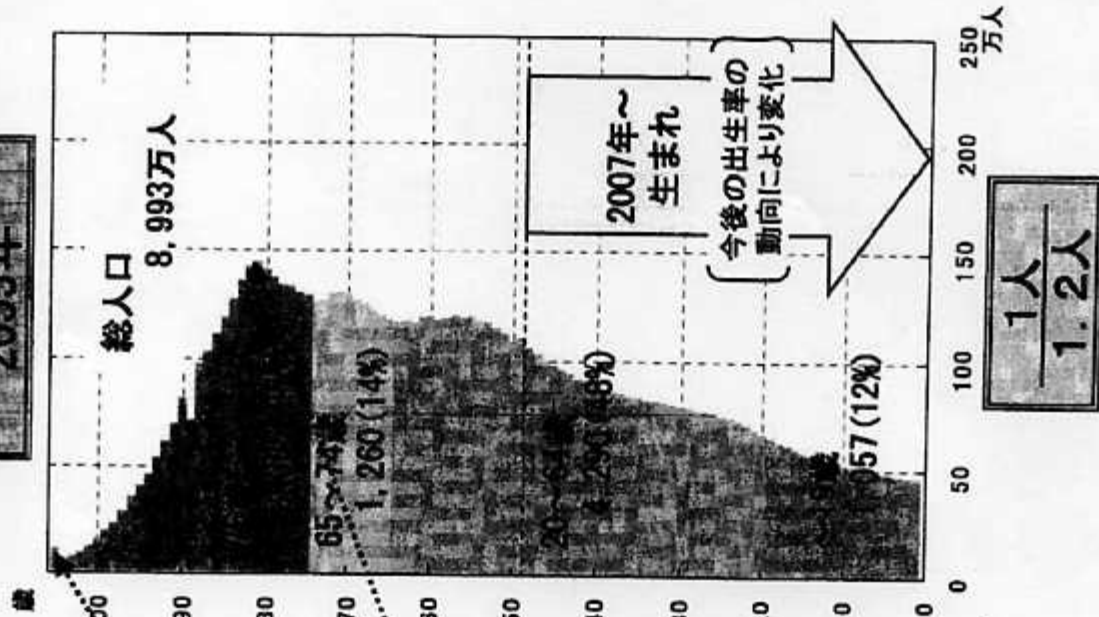
2005年(実績)



2030年



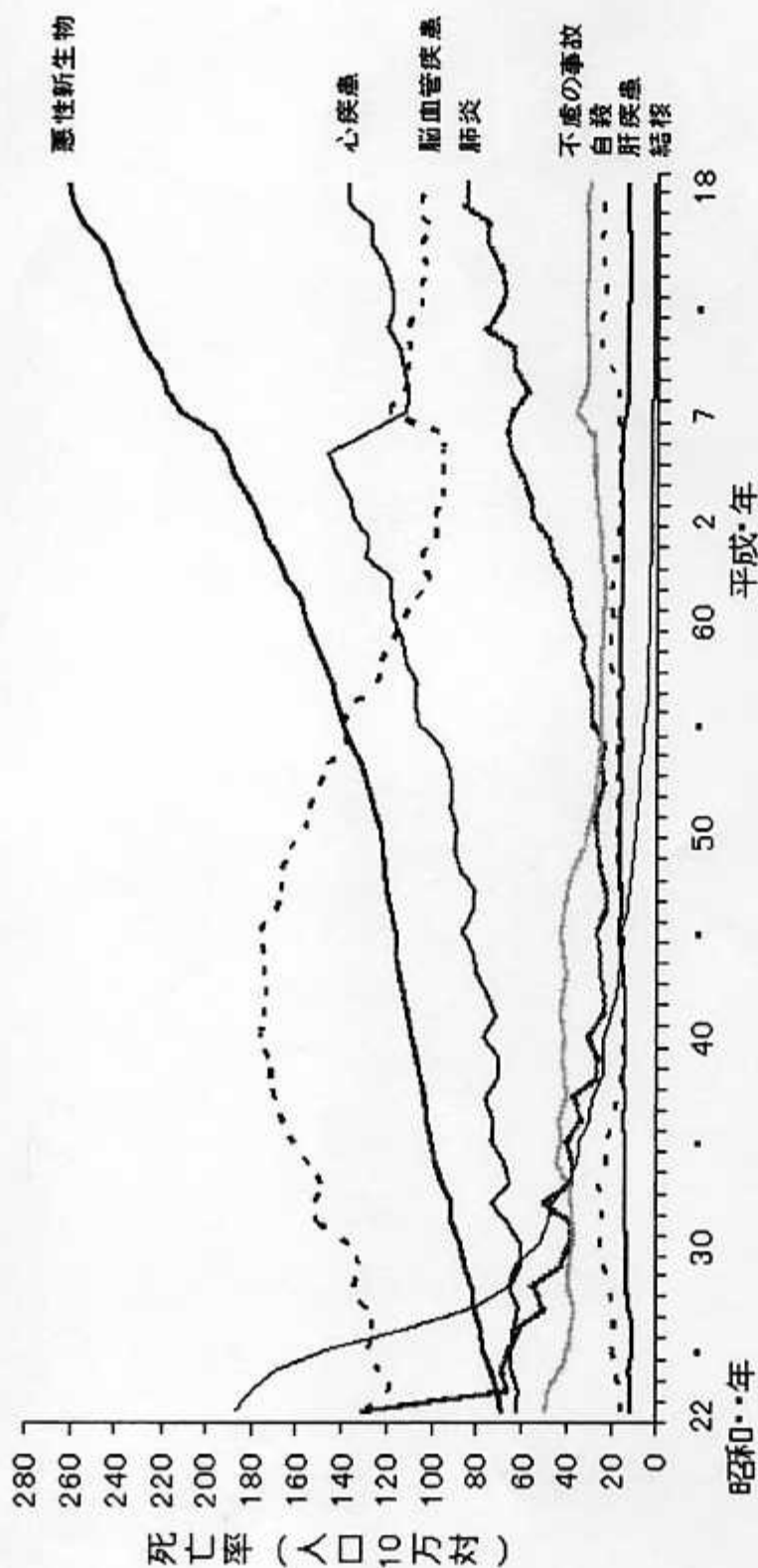
2055年



注: 2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

出典: 平成19年版 厚生労働白書 図表2-1-1「人口ピラミッドの変化」より

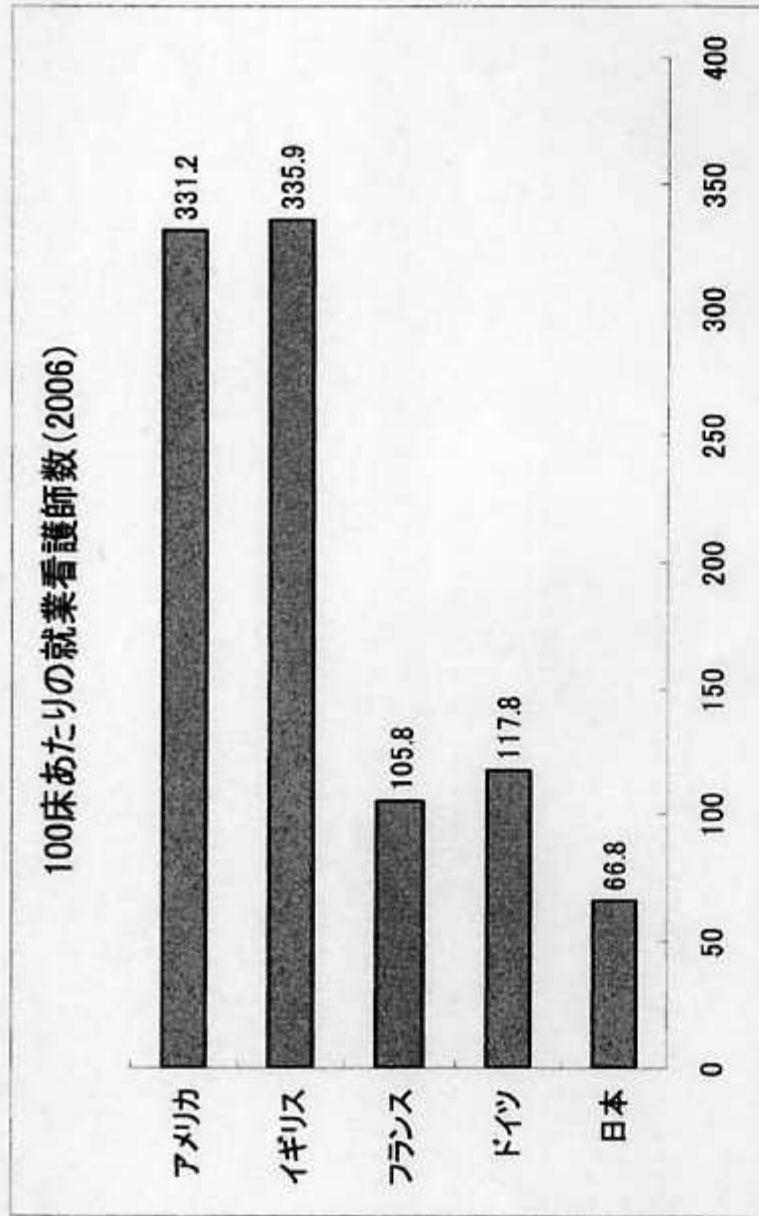
主な死因別にみた死亡率の年次推移



注：1) 平成6・7年の心疾患の低下は、死亡診断書(死体検案書)(平成7年1月施行)において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
 2) 平成7年の脳血管疾患の上昇の主な要因は、ICD-10(平成7年1月適用)による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

出典：平成18年 人口動態統計月報年計(概数)の概況 図6「主な死因別にみた死亡率の年次推移」より

資料7



出典:OECD Health Data 2008より

看護師の養成と就業状況

資料8

入学定員 48,800人

卒業者数 45,800人(定員の94%)

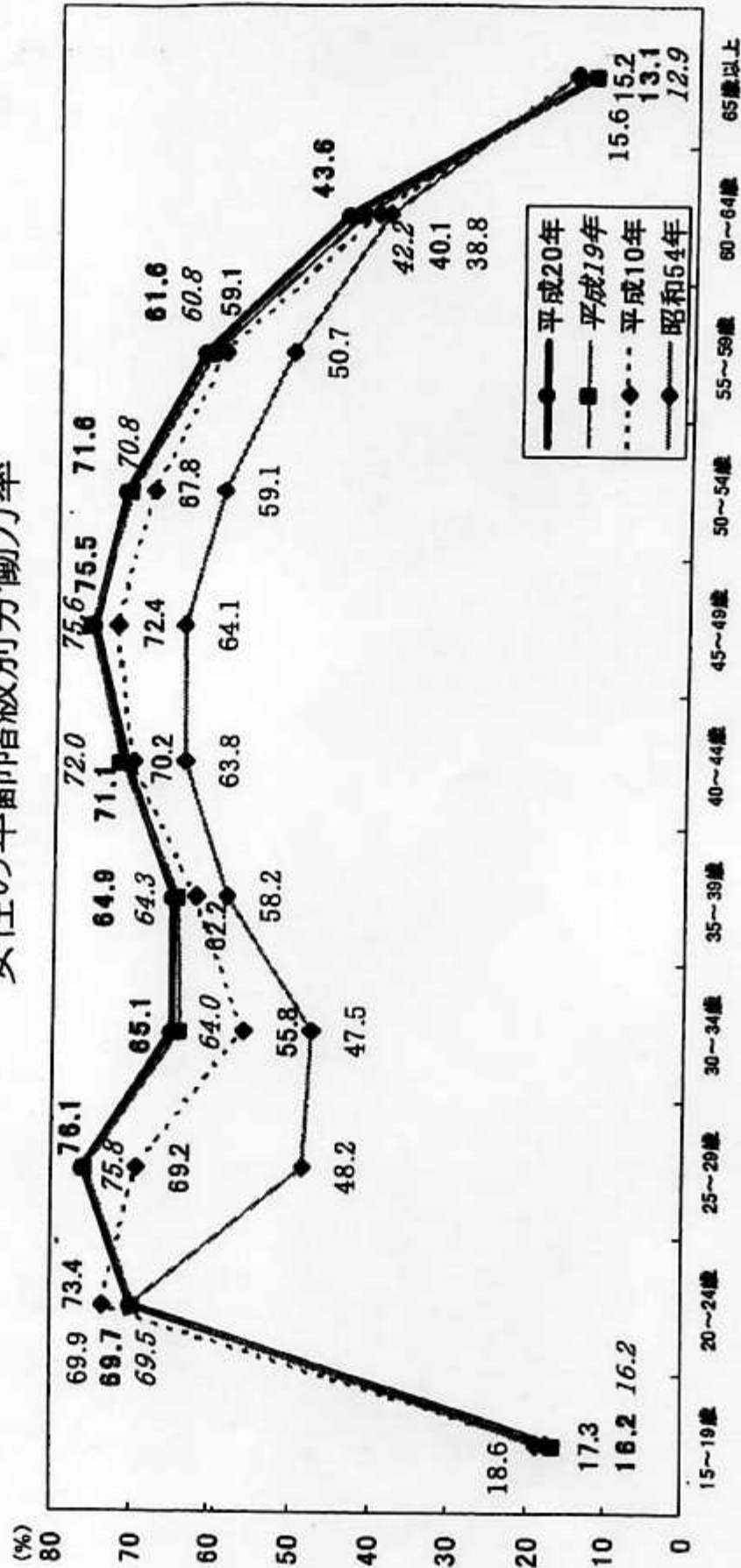
国家試験合格者数 41,600人(卒業者数の91%)
病院に就職 38,300人(国試合格者の92%)

病院就職後1年以内の離職率9.2%

1年後の病院就業者数 34,800人

出典：日本看護協会「今後求められる看護師の資質と教育—20年後の看護職確保の観点から—」より

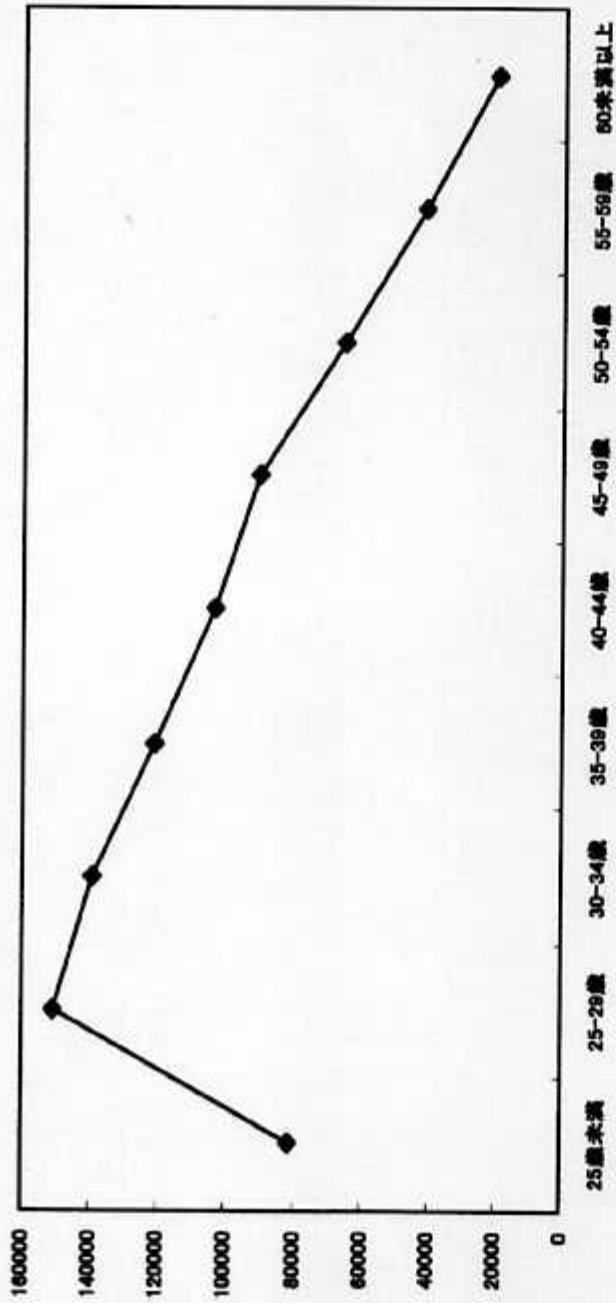
女性の年齢階級別労働力率



出典：総務省統計局「国勢調査」より 比較対照年度：昭和54年・平成10年・19年・20年

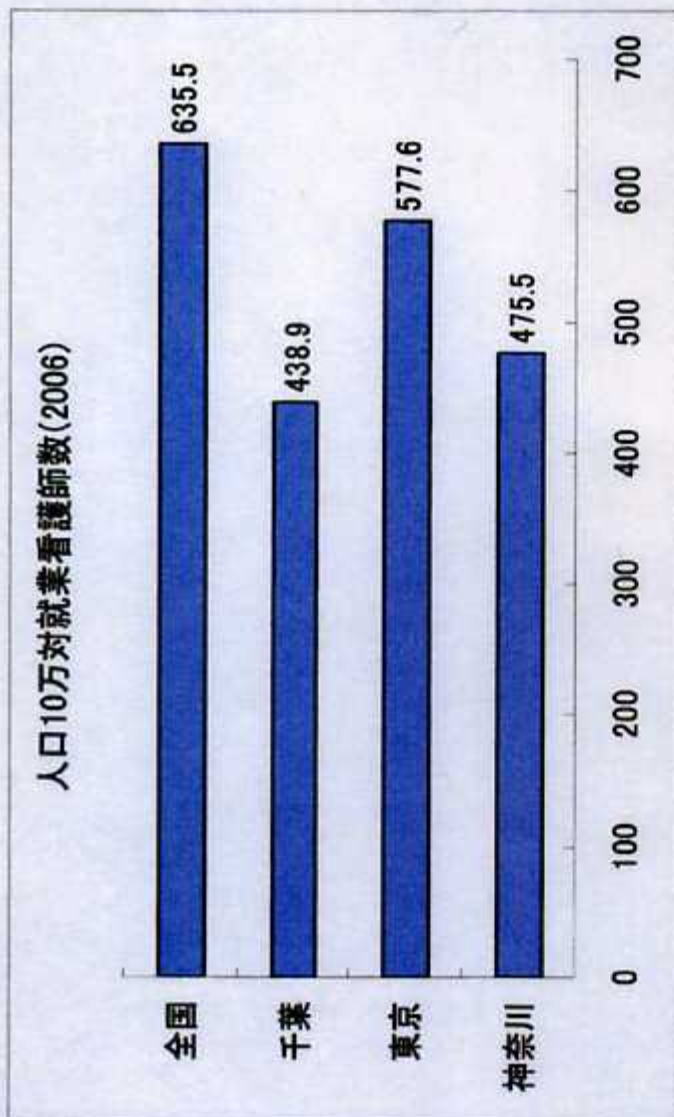
資料10

年齢階級別 看護師数(2006)



出典：平成18年度 衛生行政報告例より作成

資料11



出典：平成18年度 衛生行政報告例より作成

第6次看護職員需給見通し

資料12

	全国			千葉県		
	需要	供給	差引	需要	供給	差引
H18	1,314,100	1,272,400	-41,600	41,865	39,442	2,423
H22	1,406,400	1,390,500	-15,900	44,774	43,982	-792

全国の数値は100人単位で四捨五入されているため、計算が合わない場合がある

○常勤換算就業者数(H18年末)

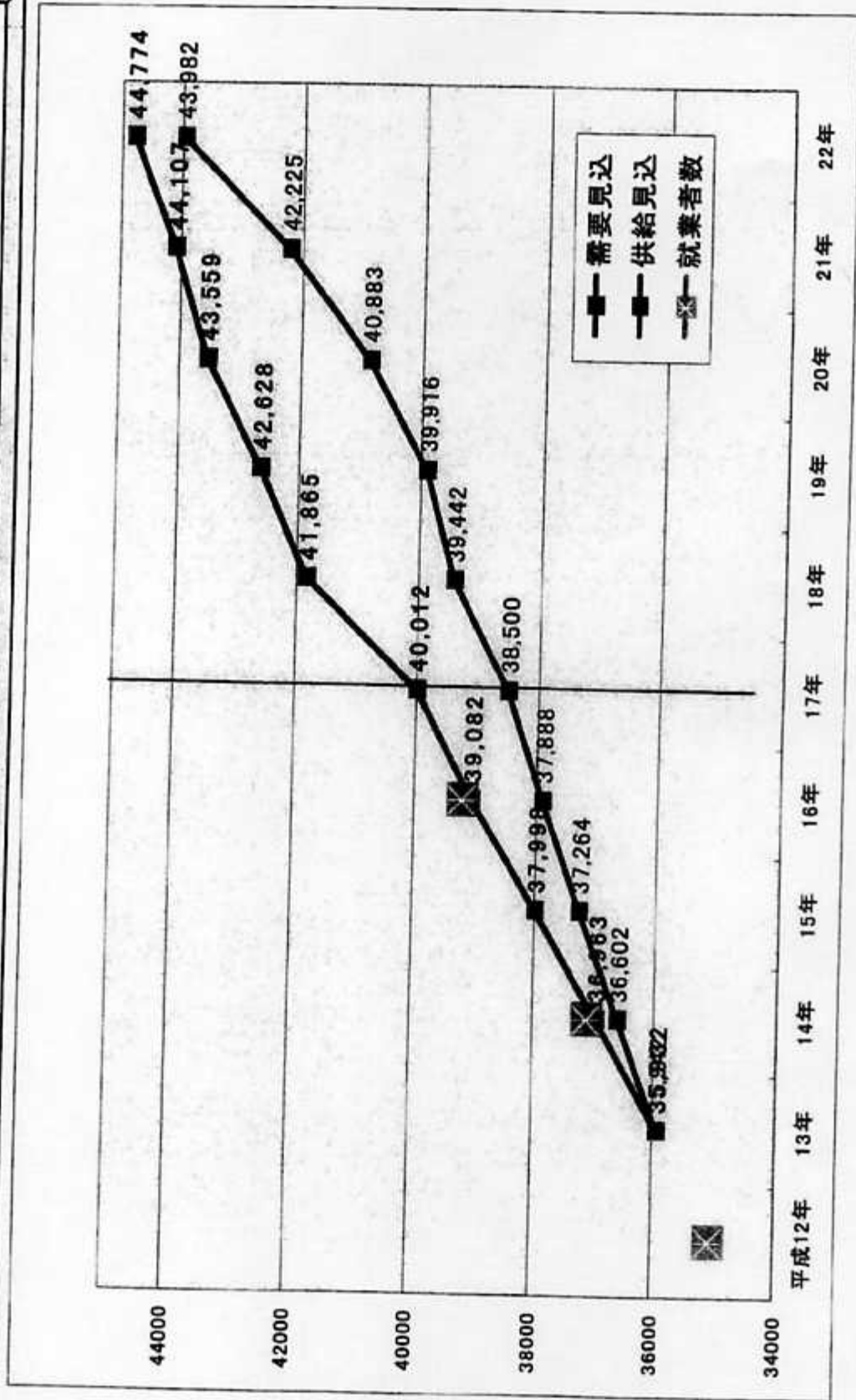
全国約118万人 千葉県約3万8千人

○潜在看護職員数(H14年末見込み)

全国 55万人 千葉県1万7千人

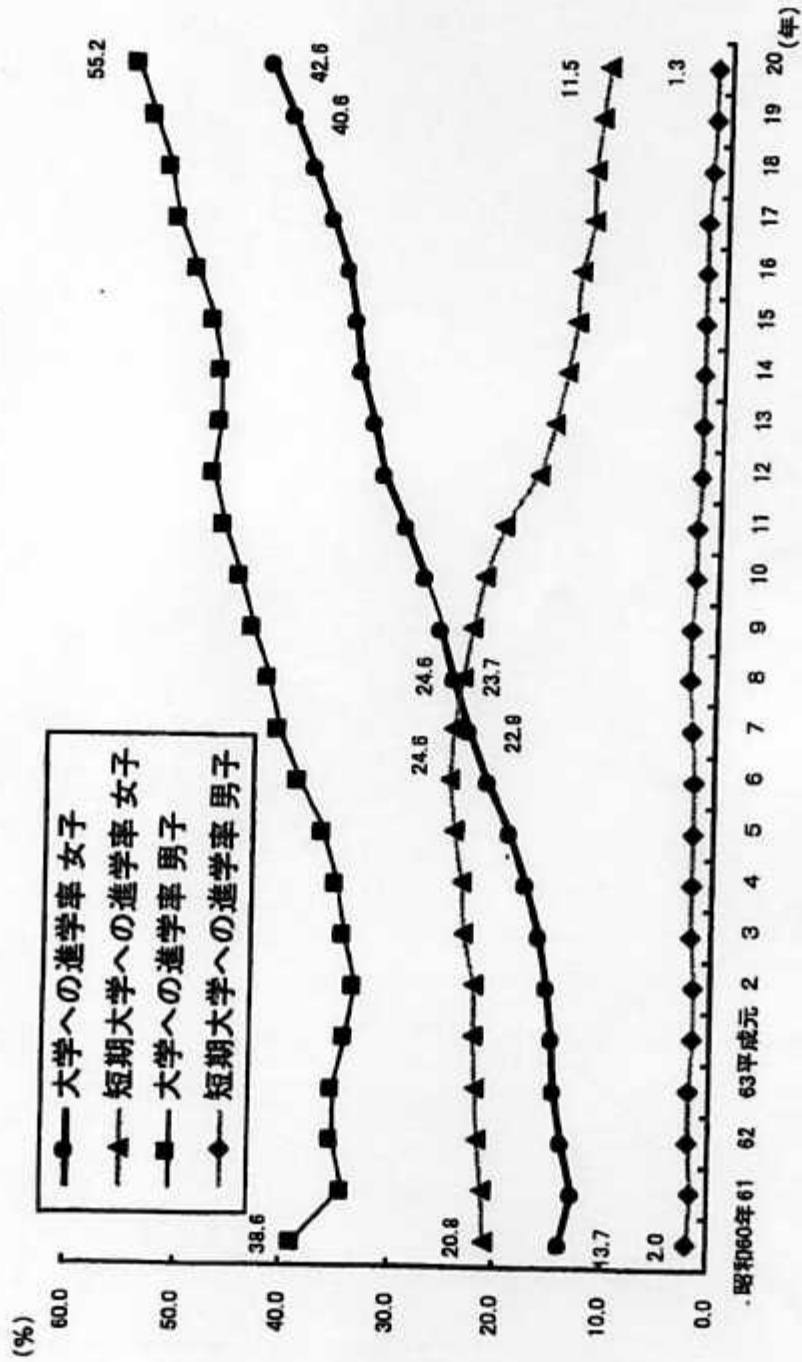
第5・6次千葉県看護職員需給見通し(平成13~22年)

資料13



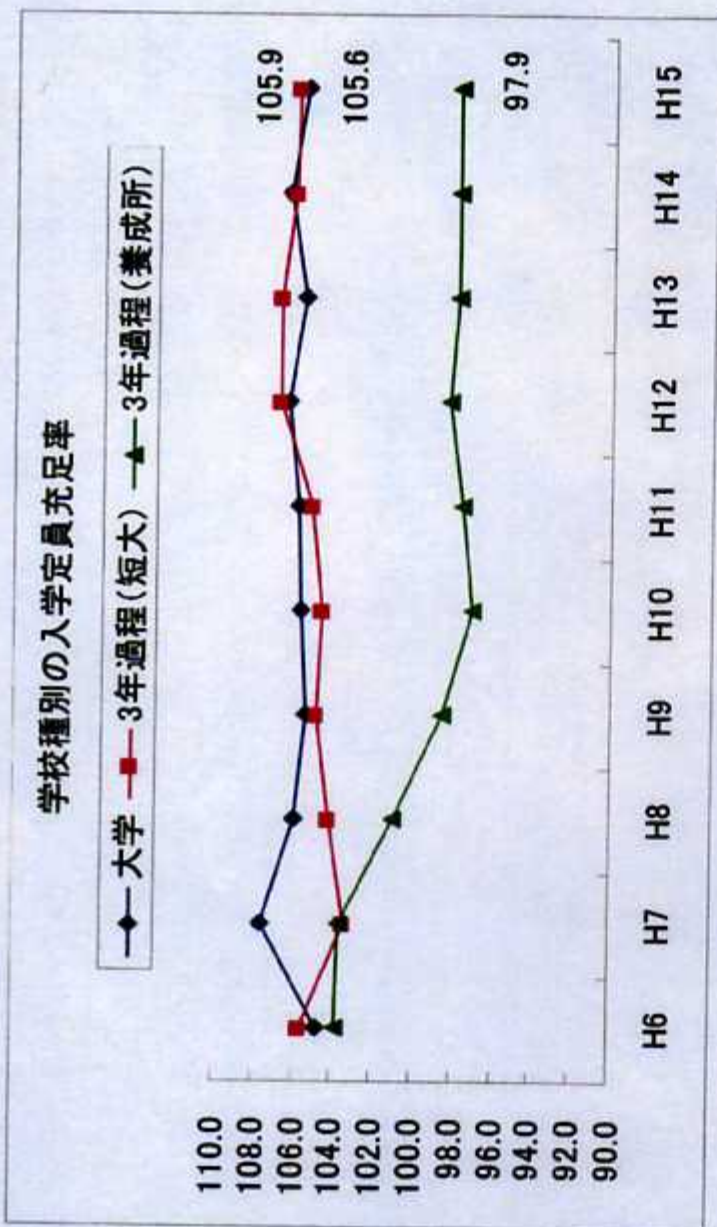
出典：「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書より

大学、短期大学への進学率の推移



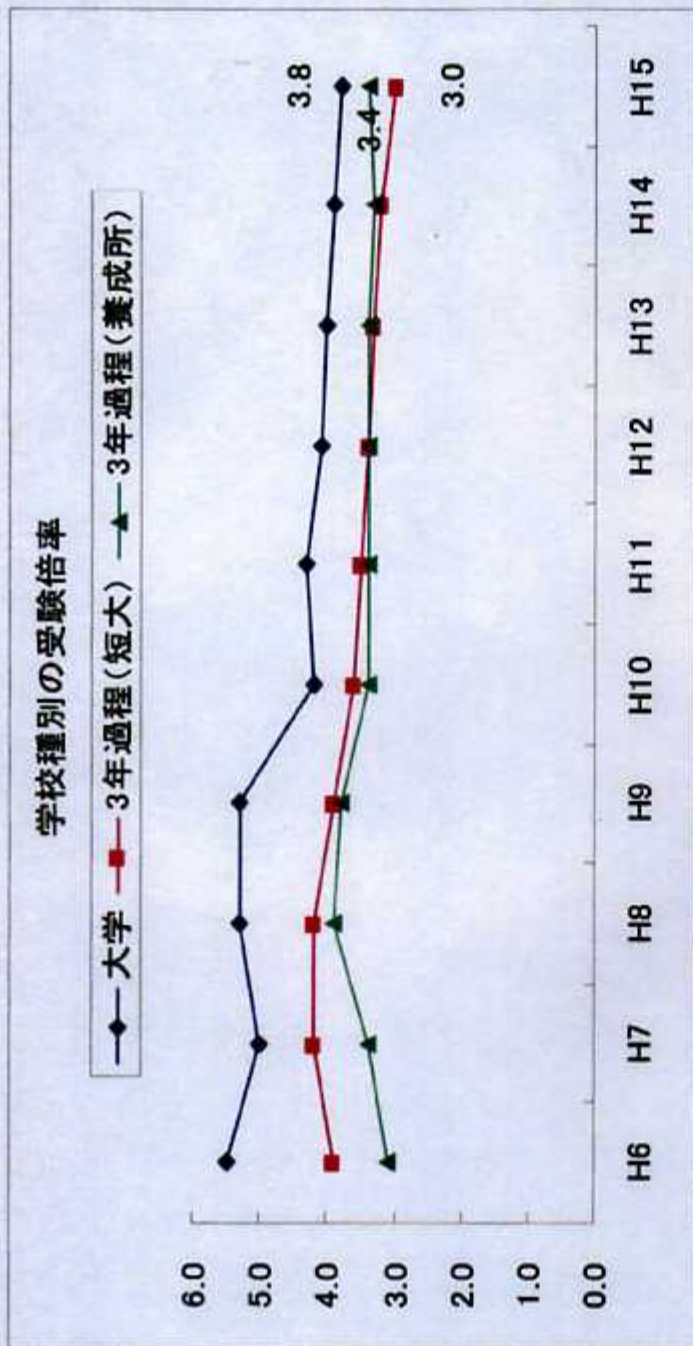
出典：平成20年版 働く女性の実情 p30 図2-1-1より

資料15



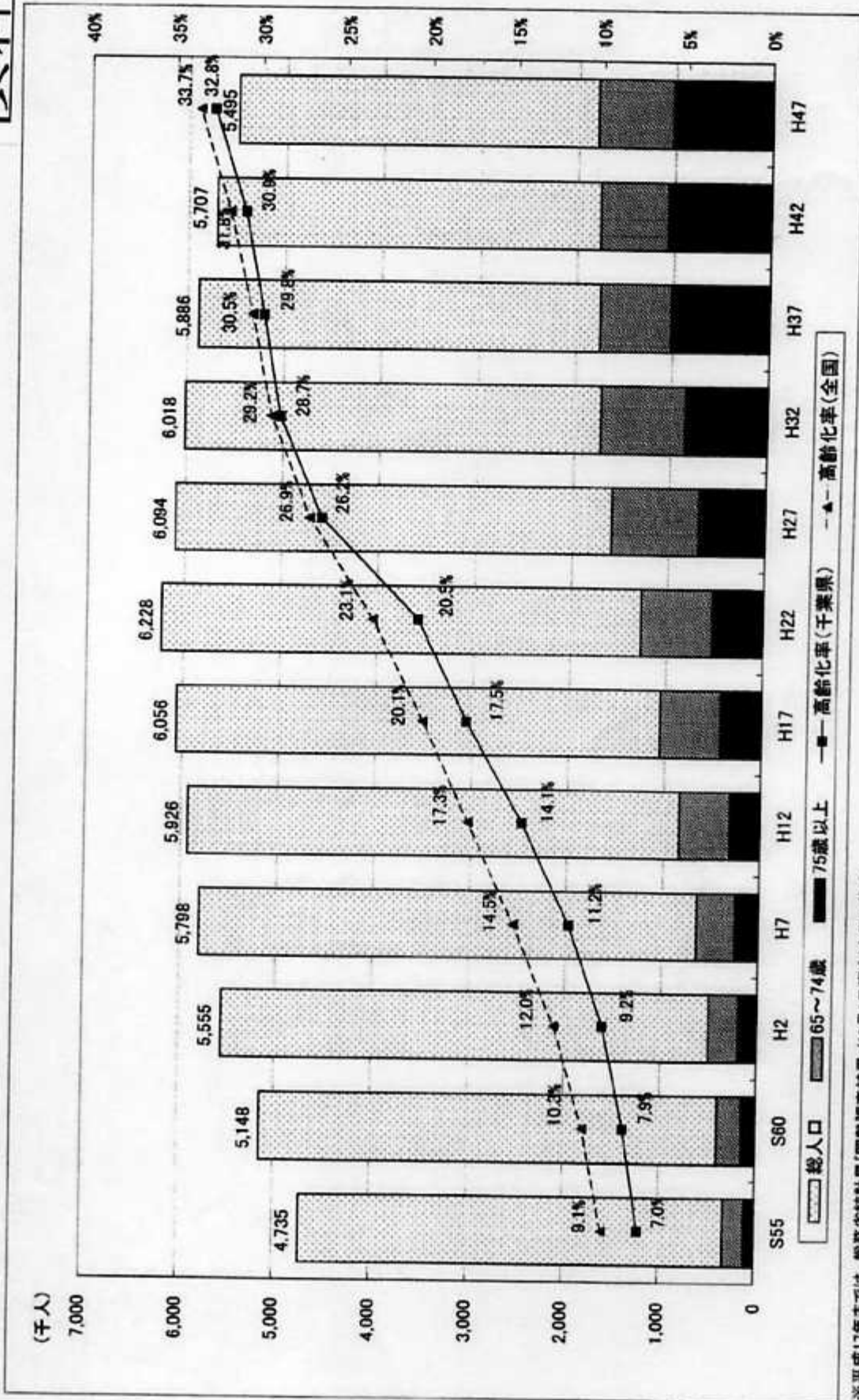
出典：厚生労働省 医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会 第2回資料より

資料16



出典：平成20年 看護関係統計資料集より作成

千葉県における高齢化の現状と将来推計

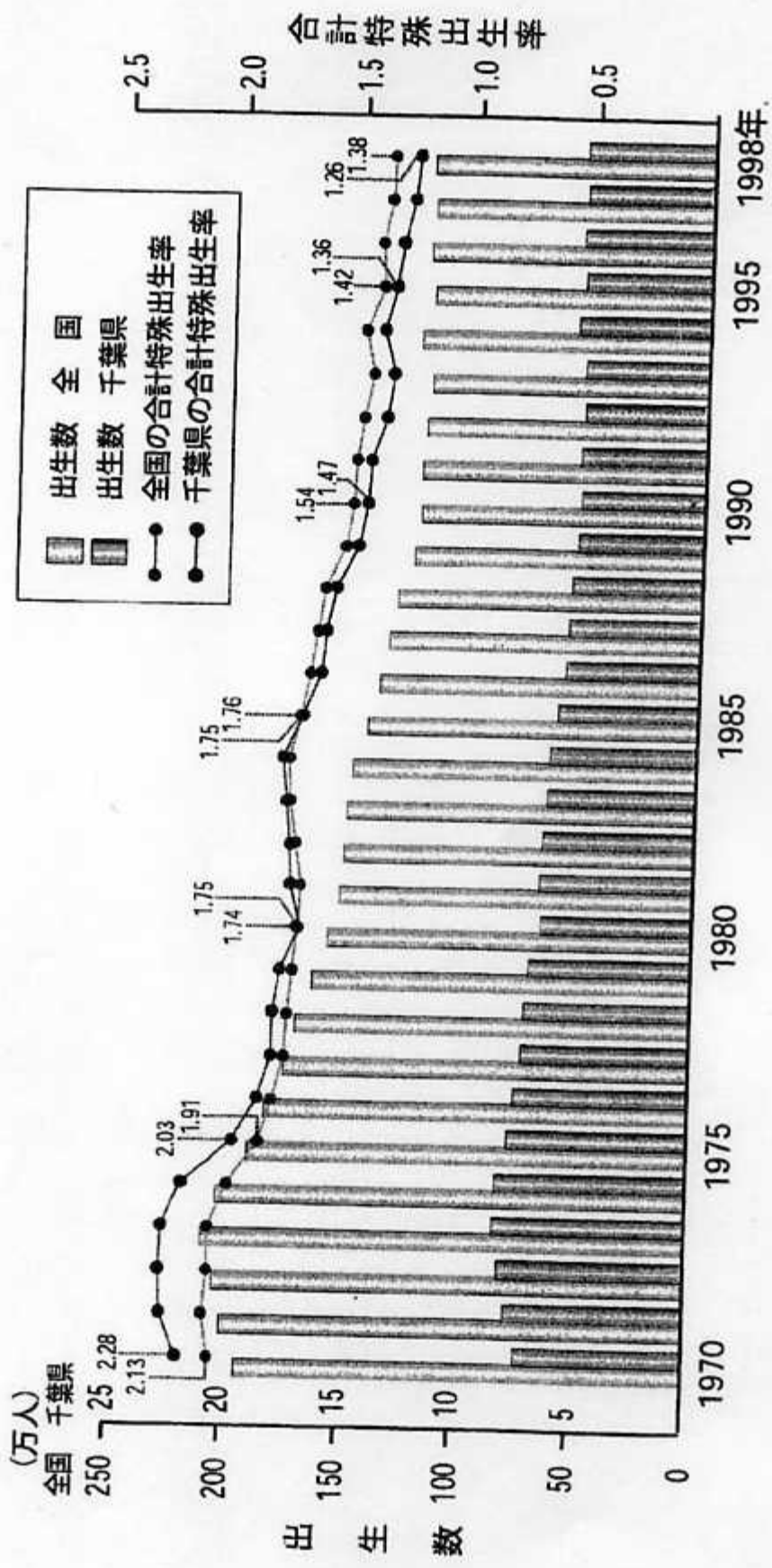


※平成17年までは、総務省統計局「国勢調査結果」(10月1日現在)を元に算出。
 ※平成22年は、保健指導課「第3次介護保険事業運営期間における第1号保険者保険料等の調査」(平成19年2月)による。
 ※平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「小地域高齢者将来人口推計システム」による市町村ごとの推計値の合算。

出典：平成20年 千葉県医療計画より

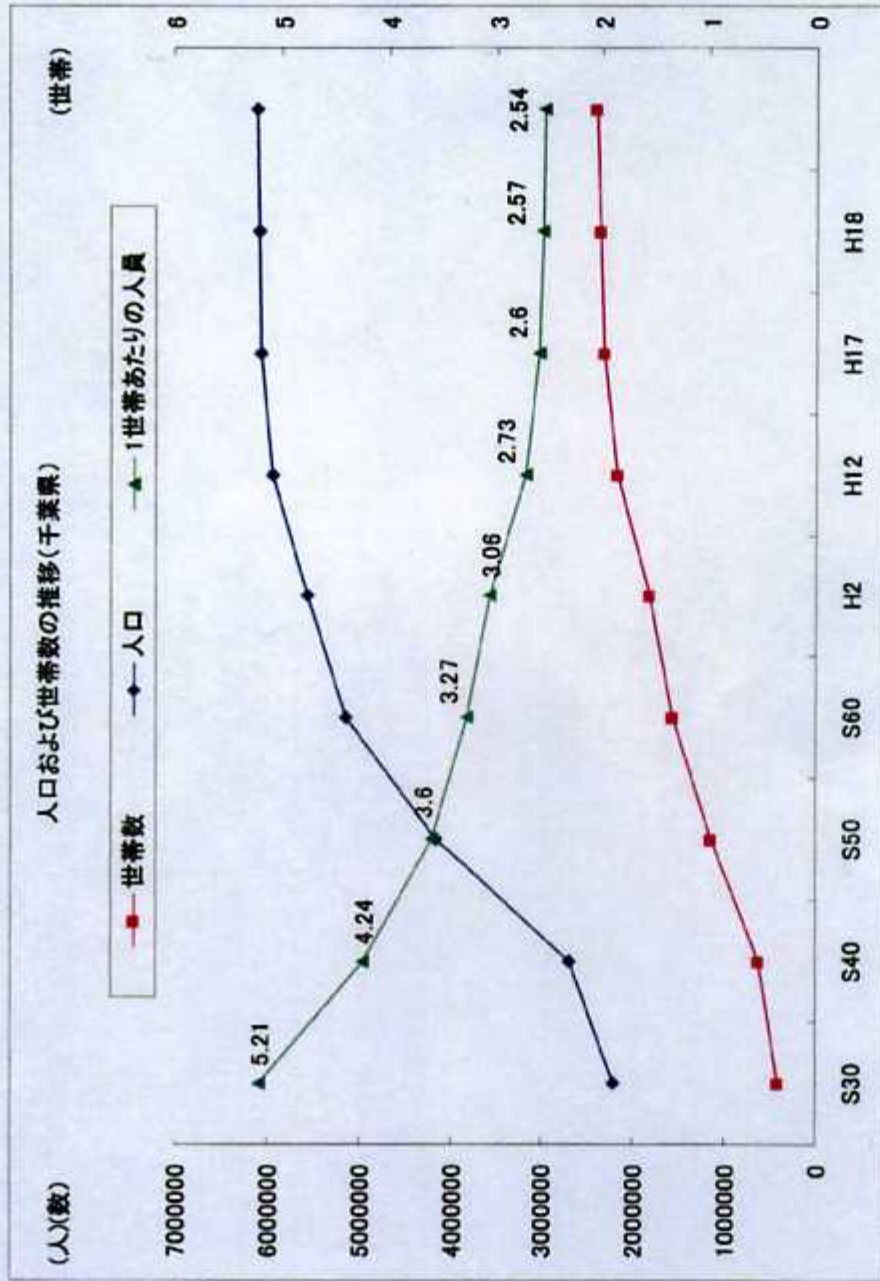
資料18

出生数と合計特殊出生率の推移（全国・千葉）



出典：平成20年 千葉県医療計画より

資料19



出典:平成20年 千葉県医療計画より

看護師学校養成所卒業者の就業状況(3年課程)

＜平成19年3月＞

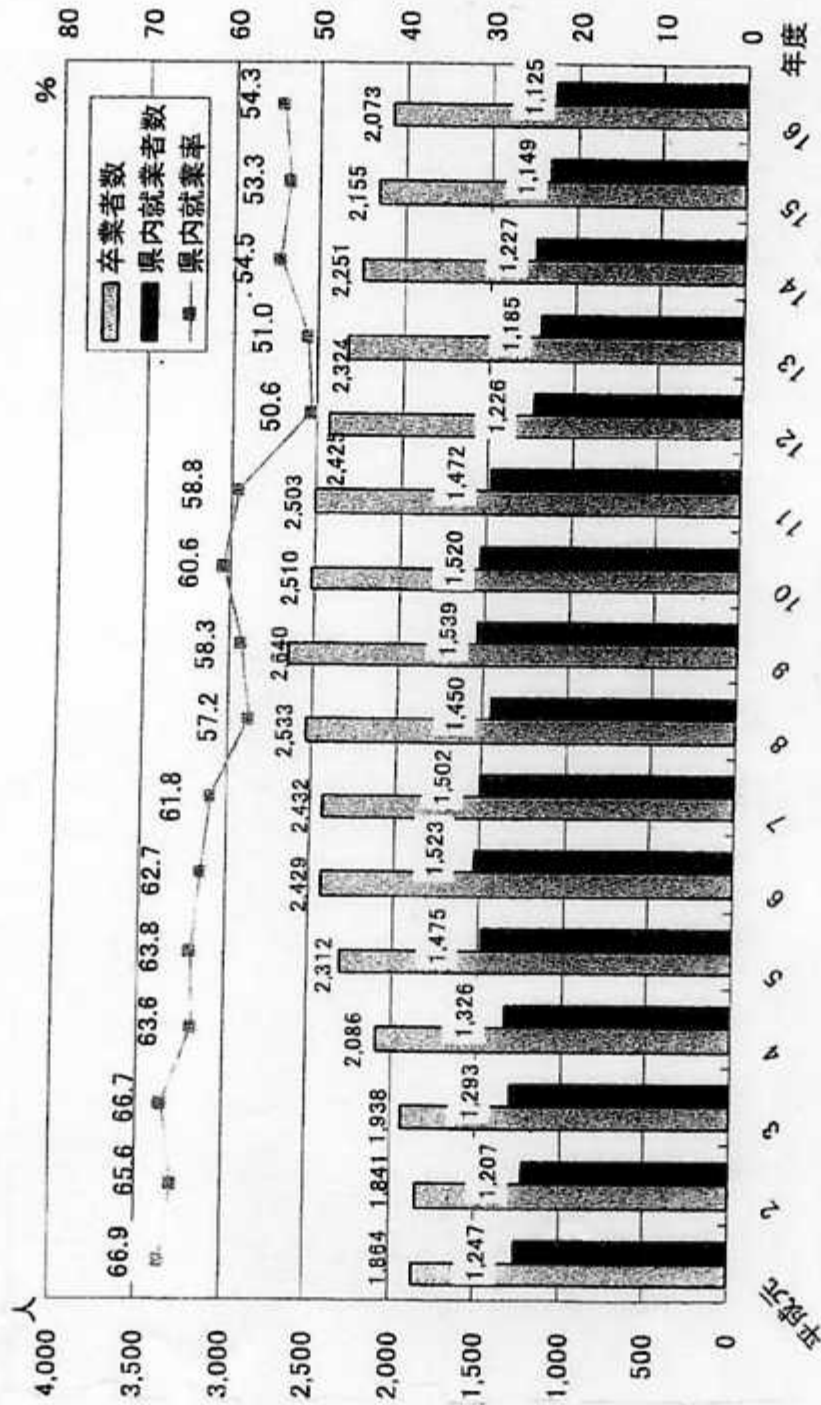
	卒業 者数	看護師として就業						看護師業務以外に就業					進学	その他		
		総 数	病 院	診療 所	介護 老 人保 健 施 設	学 校	看 護 師 学 校 成 所	そ の 他	看 護 師 学 校 成 所	看 護 学 校 成 所	保 健 師 学 校 成 所	そ の 他				
大 学	8,615	6,790	6,755	9	4	1	1	1	20	162	72	12	1	77	401	232
短 大	2,426	1,854	1,854	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	32	385	155
養成所	20,488	18,478	18,422	29	7	2	-	-	18	175	-	-	-	175	1,105	730

※大学の卒業者数には保健師601人、助産師429人を含む。

出典：平成20年 看護関係統計資料集より

資料21

県内養成所就業状況の推移



出典：平成20年 千葉県医療計画 p239 図表2-3-2-4-1「県内養成所就業状況の推移」より

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	成田 篤彦 <平成22年4月>		文学修士		了徳寺大学 芸術学部 教授 (平20.4)